

フランス (FRANCE)

面積： 551,500km² 人口： 6,510万人 (2011年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

フランスは、世界のスポーツおよびスポーツ政策をリードしている国の1つであるといえる。フランスのスポーツ政策は、1936年の余暇組織・スポーツ庁の設置など第2次世界大戦以前からその制度構築が考えられてきた。1958年に第五共和制となり行政の権限が強化され、スポーツへの政治的国民的関心が高まると、1963年に青少年・スポーツ庁が、1966年に青少年・スポーツ省が設置された。フランスのスポーツ政策は、スポーツ担当省を中心にスポーツ専門の行政組織によって実施されている。さらに、2010年からはスポーツ単独の省としてスポーツ省が設置されている。

スポーツ政策の基本を定めるスポーツ法の形成も著しく歴史的に発達している。スポーツに関する特別な法律は1940年から制定されており、1975年および1984年のスポーツ基本法の制定を経て、2006年にはスポーツ法典が編纂された。フランスのスポーツ政策の基本または基盤となるスポーツ法が体系的総合的に整備されている。

スポーツの計画評価制度については、特に2001年の予算組織法の導入に伴ってスポーツ政策にもニュー・パブリック・マネジメント※の手法が導入され、予算制度改革、政策評価改革が行われている。これに伴い、フランスではスポーツが予算議決項目として法律に明白に規定され、議会におけるスポーツ予算の審議が実質化し、スポーツ政策に関する専門的な業績評価手法が導入されている。また、スポーツ総合サービス計画に基づく計画行政も進められている。

また、フランスは、ピエール・ド・クーベルタンをはじめ世界のスポーツ界をリードする人材や主導的な団体組織を排出しており、競技スポーツの分野でも過去にオリンピック大会、ワールドカップ大会等を開催し、トップクラスの競技成績をおさめている。

今後の動向としては、国際的には、特に欧州連合(EU)および欧州評議会を中心に進められてきているスポーツ政策に国内のスポーツ政策をどのように対応させ、主導的な立場を維持していくかが課題となっている。

国内的には、地方分権改革に対応してスポーツ行政組織やスポーツ政策の地方分権をどのように図るかが政策課題となっている。たとえば、スポーツに関する総合計画と地方スポーツ計画との関係も、国全体の地方分権改革に応じて定める必要が生じている。

また、フランスのスポーツ政策は、1970年代に関係する基本法令や基本制度の整備が進み、その後特に競技力向上政策では、1998年のフランスで行われたサッカーワールドカップで優勝するなどの成果を生み出した。しかし、既に1970年代に構築した施設や制度は古くなっており、現代化を計ることが政策課題となっている。

さらに、これまでスポーツ政策の対象は、競技スポーツ種目とその活動を支えるスポーツ団体および組織を中心に進められてきたが、国民の間で実際に行われている余暇や健康のための身体的・スポーツ的な活動を、どのようなスポーツ政策の制度構造や施策・事業によって対応していくかが政策課題となっている。

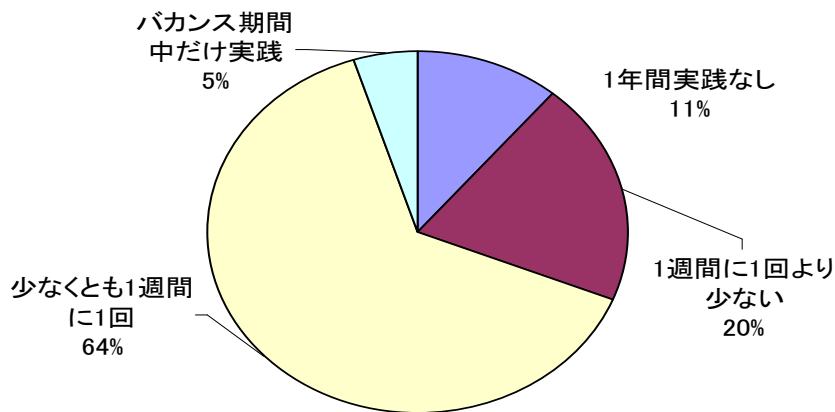
※ニュー・パブリック・マネジメントとは、民間企業における経営の手法（業績主義、市場メカニズムの活用、顧客主義など）を行政の現場に導入し、それによって行政サービスの効率化や質の向上をはかろうとする考え方。

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

2010年の国立スポーツ振興センター(CNDS)、スポーツ局(Direction des Sports)、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP)および国民教育省研究・観測・統計調査班(MEOS)による調査をみると、15歳以上のフランス人の64%の者が1週間に少なくとも1回、身体活動またはスポーツ活動を実施しており、次いで、1週間に1回より少ない頻度で実施している者が20%いる(図表F-1)。1年間に身体活動またはスポーツ活動をまったく実施していない者は11%、また、バカンス時に集中して活動する者が5%いることがわかる。

図表F-1 フランスにおける身体活動またはスポーツ活動の頻度(15歳以上、2010)



出典：enquête «Pratique physique et sportive 2010», CNDS/Direction des Sports, INSEP, MEOS

図表F-2 フランスで行われている主要な身体活動またはスポーツ活動(上位18活動, 15歳以上;2010)

身体活動またはスポーツ活動	実践者数(100万人)	実践の割合(%)				
		全体	男性	女性	15-29歳	50歳以上
余暇の歩行(散歩)	27.8	53	47	58	36	62
余暇の水泳	12.7	24	23	25	31	17
実用的な歩行	12.6	24	19	29	30	18
余暇の自転車	11.8	22	24	21	22	19
水浴(海水浴)	8.1	15	15	16	17	11
アルペンスキー	5.7	11	13	9	17	5
ペタンク	5.5	10	14	7	10	10
サッカー	5.3	10	19	2	28	1
ハイキング	4.8	9	9	10	5	10
軽いジョギング	4.6	9	11	7	18	2
余暇のマウンテンバイク	4.4	8	12	5	11	5
筋カトレーニング	4.2	8	12	4	18	3
ジョギング	3.8	7	9	6	12	3
釣り	3.6	7	12	2	7	7
卓球	3.5	7	10	4	12	3
山歩き	3.4	6	7	6	6	5
テニス	3.1	6	8	4	12	2
実用的な自転車	2.9	6	6	5	8	4
少なくとも1つの身体的またはスポーツ的種目	47.1	89	87	91	94	84

出典：enquête «Pratique physique et sportive 2010», CNDS/Direction des Sports, INSEP, MEOS

また、実際に行っている主なスポーツ活動または身体活動をみると、余暇の歩行（散歩）が最も多く、実践者が約 2,780 万人、53%の者が行っている（図表 F-2）。また、その割合は、男性よりも女性が多く、50 歳以上で著しく多い。次いで、実用的な歩行、余暇の水泳・自転車の実践者が多く、その他、軽い身体活動やアルペンスキーやペタンク、サッカーなどのスポーツ活動が実践されている。これら上位 18 活動の身体活動またはスポーツ活動をどれか 1 つでも行っている者の割合は、全体で 89% であり、男女間の割合の差はみられない。

15 歳以上のフランス人の身体活動またはスポーツ活動の実施頻度および形態をみると（図表 F-3）、少なくとも 1 年に 1 回、少なくとも 1 つの身体活動またはスポーツ活動を実践する者の割合は、89% と高いが、1 年間を通して週 1 回以上ある程度の強度のある実践をする者の割合は、全体で 43% にとどまっている。男女間における差異をみると、全体的に男性の割合が女性より高い傾向が伺えるが、指導監督されて実践する割合については女性が男性を上回った。一方で、1 年間にスポーツ競技会または行事に少なくとも 1 回参加している者の割合をみると、男性と比較し女性は著しく低くなっている。

図表 F-3 フランスにおける身体活動またはスポーツ活動の実践の頻度および形態(15 歳以上) (%)

	男性	女性	全体
少なくとも 1 年間に 1 回、少なくとも 1 つの身体活動またはスポーツ活動を実践する割合	91	87	89
1 年間を通して週 1 回以上ある程度の強度のある実践をする割合	46	40	43
私的団体または組織の中で実践する割合	28	26	27
指導監督されて実践する割合	24	32	28
1 年間にスポーツ競技会または行事に少なくとも 1 回参加している割合	26	10	17

出典：enquête «Pratique physique et sportive 2010», CNDS/Direction des Sports, INSEP, MEOS

2) スポーツクラブ加入状況

①スポーツクラブ加入者数

フランスの 2008 年のスポーツ連盟に加盟している登録証所持者およびその他の参加者ののべ人数は、約 1,678 万人であり、2006 年に比べて 3.3%増加している（図表 F-4 および添付資料の図表 F-4-1 参照）。2008 年のフランスの人口は、約 6,230 万人であることから、単純に計算すると人口の約 26.9%の者が公認されたスポーツ連盟等の組織に関係してスポーツ活動を行っているといえる。この 1,678 万人のうち、スポーツ連盟の登録証所持者が 1,534 万人であり、その他の参加資格者が 144 万人であることから、フランスではスポーツ登録証（ライセンス）を所持している人の割合が高いといえる。これは、スポーツ法典第 L. 131-6 条で、スポーツ連盟に加盟している団体に登録する会員はスポーツ登録証を所持しなければならないことをスポーツ連盟の定款に定められているからである。スポーツ連盟の加入者状況は、毎年統計が公表されており、国内スポーツ連盟を中心とした組織が整備されているといえる。また、フランスではスポーツ連盟を施策の対象としてさまざまな援助が行われており、スポーツ種目別の施策が実施されているところに特色がある。

スポーツ担当省から認可されたスポーツ連盟は、オリンピック単一種目連盟、非オリンピック単一種目連盟、複合スポーツ連盟（ある 1 つのスポーツ種目を実践することを目的とせず、何らかの団体の目的に応じて複数のスポーツ種目を多様に展開している団体）に分けることができる。2008 年の登録証所持者は、オリンピック単一種目連盟が 752 万人、非オリンピック単一種目連盟が 271 万人、複

合スポーツ連盟が 511 万人であり、特に、複合スポーツ連盟についてはオリンピック単一種目連盟と
 ならんで登録証所持者数が多く、これは、行政が一般的にオリンピック種目あるいは競技スポーツ種
 目として普及しているスポーツ種目だけでなく、伝統的なスポーツ、地域的なスポーツ、社会的教育的
 目的別の連合組織など多様なスポーツ関連団体の活動を積極的に推進していることを示している。

②スポーツクラブ数

2008年にスポーツ連盟に加盟しているスポーツクラブの数は、図表F-4のとおり、合計で16万8,158
 にのぼる。加盟クラブが多いスポーツ連盟としては、フランスサッカー連盟、フランス初等教育スポ
 ーツ連合、フランス学校スポーツ全国連合、フランス体育活動団体連合、フランステニス連盟、フラ
 ンス体育自由体操連盟、フランスペタンク・プロバンスゲーム連盟、フランス柔道・柔術関連種目連
 盟などがある（添付資料の図表F-4-1参照）。また、認可された職業施設としては、フランス馬術連盟
 が圧倒的に多く、次いでフランスボウリング連盟、フランス海中スポーツ連盟、フランスハングライ
 ディング連盟の順となっている。スポーツクラブ数とスポーツ登録人口はおおよそ比例の関係にある
 が、馬術、その他の屋外スポーツの中に民間の商業スポーツクラブの施設において実施されている例
 もあるといえる。

図表F-4 スポーツ連盟の会員数（2008）

（人）

種目団体の種類	登録証所持者①	その他②	合計(①+②)	クラブ数
オリンピック単一スポーツ連盟	7,517,567	294,765	7,812,332	67,028
非オリンピック単一スポーツ連盟	2,710,205	250,362	2,960,568	44,154
複合スポーツ連盟	5,112,255	895,463	6,007,718	56,976
合計	15,340,027	1,440,590	16,780,618	168,158

出典：http://www.sports.gouv.fr/IMG/xls/LicencesATP2008-3.xls

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

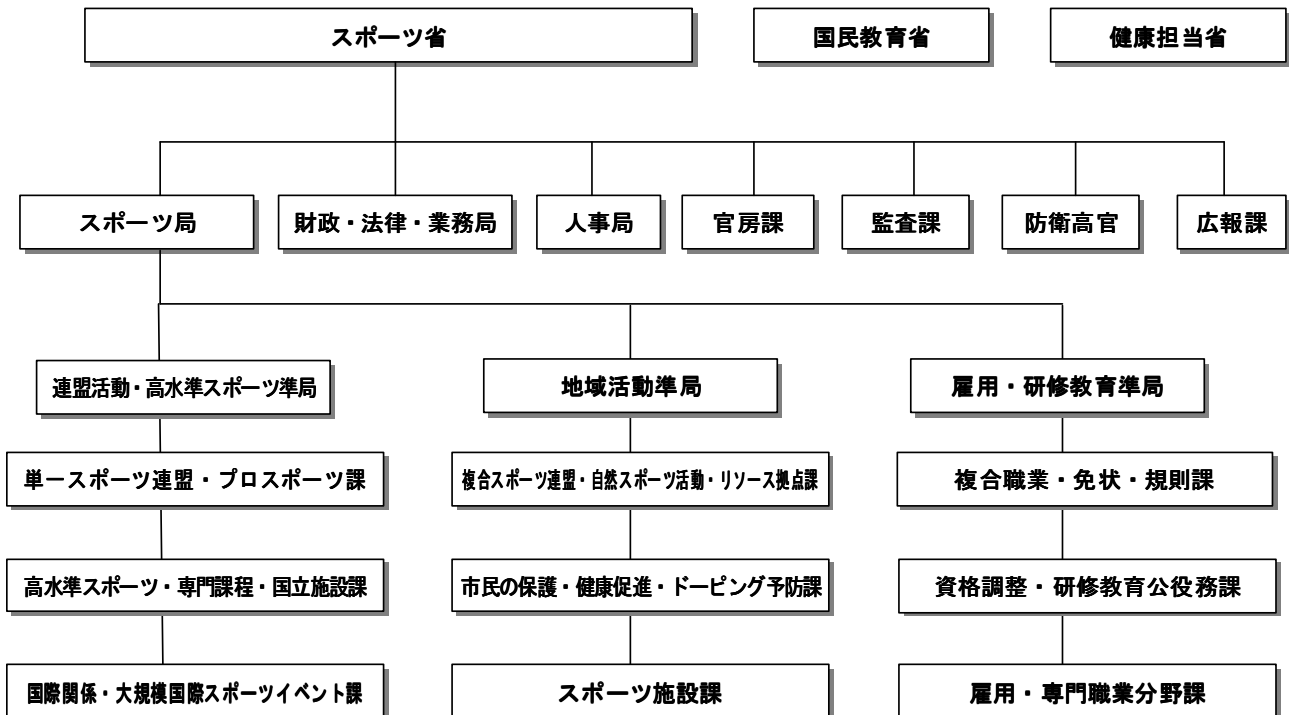
1) スポーツ省 (Ministère des Sports)

フランスでは1963年に青少年・スポーツ庁 (Secrétariat d'Etat de la Jeunesse et des Sports)、1966年に青少年・スポーツ省 (Ministère de la Jeunesse et des Sports) が設置されて以来、その名称や権限管轄が変化するものの、恒常的にスポーツを担当する省または庁、いわゆるスポーツ担当省 (ministère chargé des sports) が設置されている。スポーツ担当省は、独立して設置される場合と、国民教育省の下に設置される場合、首相の下に設置される場合、健康 (厚生; Santé) 担当省の下に設置される場合などがある。また、スポーツ担当省は、スポーツのみを任務とする場合のほか、青少年または非営利団体活動に関する任務を併せもつ場合がある。

2010年11月のフランス政府組織によれば、「スポーツ省 (Ministère des Sports)」は15の省の1つとして独立して設置されている。そのため、ドーピング対策およびスポーツマンの健康の保護に関する施策の実施にあたっては「健康担当省」との連携が、大学および学校におけるスポーツ活動に関する施策の実施にあたっては「国民教育省」との連携が、青少年および市民団体活動に関する施策の実施にあたっては「青少年・民衆教育・非営利団体活動担当部局」との連携がはかられている。

スポーツ担当省の組織は、中央行政部局、地方行政部局および公施設法人に分かれており、2011年1月5日現在、スポーツ省の中央行政部局は、図表 F-5 に示すとおり、スポーツ局、財務・法務・業務局、人事局、官房課、監査課、防衛高官、広報課

図表 F-5 フランススポーツ省組織図



出典：<http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/Organigramme.pdf>

2) スポーツ局の組織と任務

① スポーツ局の組織

スポーツ担当省の名称は歴史的に変更が繰り返されているが、その内部部局であるスポーツ局は継続的に設置されており、スポーツに関する事務を所掌している。スポーツ局の組織は、青少年・スポ

ーツ・非営利社団活動担当省の中央行政の局および準局の組織に関する2005年12月30日のアレテ(省令)(2010年10月11日改正バージョン)によれば、連盟活動・高水準スポーツ準局(sous-direction de la vie fédérale et du sport de haut niveau)、地域活動準局(sous-direction de l'action territoriale)および雇用・研修教育準局(sous-direction de l'emploi et des formations)の3つの準局から構成されている。さらに、図表F-5のように各課が設置されている。

また、青少年・スポーツ・非営利社団活動担当省の中央行政組織に関する2005年12月30日のデクレ(政令)第2005-1795号(2010年9月6日バージョン)によれば、スポーツ局はフランスの国内的および国際的な民間のスポーツに関して管轄権限を有する。ただし、学校および大学のスポーツについては、教育および高等教育担当省と連携することが定められている。

②スポーツ局の任務

スポーツ局には、次の任務がある。

- ①高水準スポーツからみんなのスポーツまでのスポーツ政策の策定および実施
- ②スポーツ政策の評価
- ③スポーツ連盟およびプロスポーツ実践における管理規則の策定
- ④国際的なスポーツ関係の発展への貢献および大規模国際スポーツイベントの招致
- ⑤すべての市民のスポーツ活動へのアクセスを奨励するための活動およびそれらの活動の安全の確保、ならびにスポーツの社会的教育的機能を価値付ける活動の実施
- ⑥自然スポーツの開発の監視
- ⑦スポーツ連盟の後見的監督およびそれらの公役務の任務の遵守の監視
- ⑧スポーツに関する地方部局の活動の推進と調整、ならびにスポーツ担当大臣の監督の下に設置された公施設法人によるスポーツの分野における活動に関する方針の決定。
- ⑨健康担当大臣の部局と特に連携して、スポーツにおける健康政策の策定(スポーツマンの健康の保護、フランスドーピング対策機構との連携、ドーピング対策および関する国際的活動への参加)
- ⑩スポーツに関する法令の制定とその実施の監視
- ⑪青少年・民衆教育・非営利社団活動局と連携して、アニマシオン(推進)、スポーツおよび非営利社団活動の分野における経済産業部門の促進、国土整備開発、持続可能な開発、雇用および非営利社団活動の発達のための政策
- ⑫地方部局およびスポーツ担当大臣の監督の下に設置された公施設法人によって推進されている雇用および研修教育のための活動の推進および調整
- ⑬青少年・民衆教育・非営利社団活動局と連携して、アニマシオン(推進)とスポーツの実践を発達させるために必要な専門職業の知識と資格の分析、および全国レベルで適用される指針の決定
- ⑭青少年・民衆教育・非営利社団活動局と連携して、スポーツ、アニマシオン(推進)および非営利社団活動の分野における専門職業の免状および研修教育に関する規則の策定
- ⑮全国レベルでの試験組織の推進と知識経験の評価手続の実施
- ⑯交付した諸種の資格・免状の質の認証
- ⑰外国の資格・免状の同等性の確認
- ⑱管轄する公施設法人の監督
- ⑲専門的諮問的な法務
- ⑳管轄する分野における裁判権に対する大臣の代理
- ㉑管轄する予算および財務

以上のように、フランスではスポーツ省およびその内部部局であるスポーツ局によってスポーツに関連する施策が総合的に実施されている。

3) スポーツ担当省の人員規模

スポーツ担当省の人員規模については、2008年のフランス国立統計経済研究所（INSEE）のデータによれば（図表F-6）、青少年・スポーツ中央行政組織の職員は合計で586名であり、フルタイムの正職員の割合が高く、また男性よりも女性の職員のほうが多い。さらに、青少年・スポーツ担当省の地方部局の職員は合計で1,696名、ナショナルトレーニングセンター等の国立の研修教育施設やスポーツ連盟に所属する高水準スポーツの指導管理者等を含む高等スポーツ教育・高水準スポーツ関連の職員が3,537名、民衆教育・スポーツセンター（CREPS）の職員が905名いる。高水準スポーツ関連の職員は、パートタイムや非正職員の割合が他に比べて高いといえる。

図表F-6 フランスのスポーツ担当省の職員数（2008） (人)

		男女合計		男性		女性	
		フルタイム+パートタイム	フルタイム	フルタイム+パートタイム	フルタイム	フルタイム+パートタイム	フルタイム
全ての国家公務員	合計	2,922,362	2,472,484	1,376,858	1,282,577	1,545,504	1,189,907
	正職員	2,169,129	1,957,511	1,066,892	1,041,773	1,102,237	915,738
	非正職員	753,233	514,973	309,966	240,804	443,267	274,169
全ての省庁	合計	2,105,674	1,872,694	1,032,234	998,206	1,073,440	874,488
	正職員	1,904,928	1,725,221	924,456	906,776	980,472	818,445
	非正職員	200,746	147,473	107,778	91,430	92,968	56,043
青少年・スポーツ中央行政組織	合計	586	531	233	227	353	304
	正職員	489	444	190	187	299	257
	非正職員	97	87	43	40	54	47
青少年・スポーツ担当省地方部局	合計	1,696	1,349	534	486	1,162	863
	正職員	1,536	1,254	480	458	1,056	796
	非正職員	160	95	54	28	106	67
高等スポーツ教育・高水準スポーツ	合計	3,537	2,932	2,721	2,304	816	628
	正職員	2,745	2,634	2,122	2,083	623	551
	非正職員	792	298	599	221	193	77
民衆教育・スポーツセンター(CREPS)	合計	905	833	494	480	411	353
	正職員	827	775	455	449	372	326
	非正職員	78	58	39	31	39	27

出典：Insee, Fichiers de paie des agents de l'Etat au 31 décembre 2008 をもとに齋藤が作成

(2) 地方組織

フランスの地方行政区画は、州（région）、県（département）、コミューン（commune；日本の市町村のような行政区画）にわけられる。特にコミューンは小規模なものが多いことから複数のコミューンによる広域連合体も形成されている。さらに、地方公共団体改革に関する法律（2010年12月第2010-1563号）によって、都市圏にメトロポール（métropol；人口50万人以上の都市圏で設置できる広域連合体）を設置することができる。近年、フランスでは地方分権改革や中央地方政府関係の構造改革が行われ、特に地方行政組織の改革により州レベルと県レベルとの新しい関係が定められている。これを受けてスポーツ担当省の地方部局組織も2010年に改組されることになった。また、各地方公共団体にはそれぞれスポーツ関連の担当部局が設置されているが、特にコミューン（市町村）のレベルの地方公共団体ではスポーツ担当課を設置していないところもある。

フランスの中央省庁には地方の出先機関があり地方行政区画と対応して設置されている。スポーツ担当省の州レベルの地方部局には、デクレ（政令）（2009年12月第2009-1540号）に基づき、22の青少年・スポーツ・社会統合州局（directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale：DRJSCS）がある。県レベルでは、省庁間県局（directions départementales interministérielles：DDI）に関するデクレ（政令）（2009年12月第2009-1484号）に基づき、ス

スポーツ政策を担当する部局として、メトロポールに設置される 50 の社会統合県局 (directions départementales de la cohésion sociale : DDCS) 、または人口 40 万人以下の県のメトロポールに設置される 46 の社会統合・人口保護県局 (directions départementales de la cohésion sociale et de la protection de la population : DDCSPP) がある。さらに、海外県には、4 つの青少年・スポーツ県局 (directions départementales de la jeunesse et des sports : DDJS) (2011 年に DRJSCS を新設) がある。

青少年・スポーツ・社会統合州局は、スポーツ担当省のスポーツに関する権限管轄に基づいて、次の関連する施策を先導し調整する役割を行う。

- ①スポーツ実践のアクセス
- ②高水準スポーツおよびプロスポーツ
- ③身体活動またはスポーツ活動の分野における研修教育および資格認定
- ④自然スポーツの抑制された開発
- ⑤スポーツ医の発達
- ⑥ドーピングの予防およびドーピング物質の不正取引対策
- ⑦スポーツ施設の調査と計画
- ⑧スポーツにおける無法な行いの予防および暴力対策

また、社会統合県局および社会統合・人口保護県局は、次の任務を行う。

- ①身体的およびスポーツ的活動の促進
- ②身体的およびスポーツ的活動の施設、その活動を行う教育者、スポーツ実践の安全の監督
- ③自然スポーツの抑制された開発
- ④スポーツにおける無法な行いの予防および暴力対策

(3) その他の機関

スポーツ省には中央行政組織およびその地方出先機関の他に、行政的公施設法人 (établissement public administratif:EPA) が設置されており、スポーツの職業のための研修教育や競技力向上のための施設としての役割を担っている。

1) 国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院

(Institut national du sport, de l'expertise et de la performance:INSEP)

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (Institut national du sport, de l'expertise et de la performance:INSEP) は、1975 年に国立スポーツ研究所と体育・スポーツ教育師範学校が統合されて、国立スポーツ・体育研究所 (Institut national du sport et de l'éducation physique:INSEP) として設置されていた機関が、デクレ (政令) (2009 年 11 月第 2009-1454 号) によって改組された国の機関である。法律上、教育法典第 L. 717-1 条に定める特別高等教育機関 (grand établissement) であり、大学とは異なり科学、文化、専門職業などに関して特別な教育機関としての地位が認められた公施設法人である。

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院は、トップレベルスポーツに関連する指導者養成や研修教育を行うとともに、フランスのスポーツの強化拠点 (pôle France) が付設されており、高水準のスポーツマンを集め、フランスを代表する選手を養成するナショナルトレーニングセンターとしての機能をもっている。さらに、同学院の中には、スポーツ生物医学・疫学研究所 (Institut de recherche biomédical et d'épidémiologie du sport : IRMES) とオリンピックおよびパラリンピック準備部門 (Préparation olympique et paralympique : POP) が併設されている。

その他、国立馬術学校 (École nationale d'équitation) (後述)、国立ヨット・水上スポーツ学校 (École nationale de voile et des sports nautiques) (後述) および国立スキー・登山学校 (École nationale de ski et d'alpinisme) (後述) の3つの国立学校がある。

2) 民衆教育・スポーツセンター (Centres d'éducation populaire et de sport : CREPS)

民衆教育・スポーツセンター (CREPS) は、各州に設置された公施設法人である。任務は、州レベルでのスポーツの振興、高水準スポーツマンのトレーニング、地方公共団体の関係官吏の研修、調査研究、社会統合などがある。2004年時点で、同センターは24施設が設置されていたが、2010年1月時点では18施設となっている。これは幾つかのセンターを廃止する政策が取られているためであり、たとえば、フランシュ・コンテ (Franche-Comté) にある民衆教育・スポーツセンターの廃止を受けて、同施設に付置されていた国立ノルディックスキーセンターが国立スキー・登山学校に統合された例などがある。

3) 国内リソース拠点 (pôles ressources nationaux : PRN)

スポーツ担当省によるスポーツ政策を実施し、特にすべての市民のためのスポーツ活動を普及しその安全を確保するために「国内リソース拠点」という特別な拠点施設が設置されている。基本的にはこの国内リソース拠点は民衆教育・スポーツセンター (CREPS) を基盤としている。国内リソース拠点としては、サントレ州の民衆教育・スポーツセンターの中にある「スポーツと障害」拠点、プロヴァンス・アルプ・コート・ダ・ジュール (Provence Alpes Côtes d'Azur) のセンターの中にある「スポーツ・教育・統合・市民権」拠点、プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール (Provence Alpes Côtes d'Azur : PACA) のセンターの中にある「自然スポーツ」拠点、オーベルニュ (Auvergne) のセンターの中にある「スポーツと健康」拠点がある。

4) 国立スポーツ博物館 (Musée National du Sport : MNS)

国立スポーツ博物館は、2006年3月2日に制定されたデクレ (政令) によって行政的公施設法人として設立された。国立スポーツ博物館は、2008年にスポーツ担当省の庁舎に開設され、約300点の展示を行っている。

3. スポーツ関連法

(1) スポーツ法典

フランスのスポーツに関する法律の歴史は古く、第2次世界大戦中に既に幾つかのスポーツに関する法律が制定された。第2次世界大戦後になると、スポーツ非営利社団、リーグ、連盟および団体の活動に関するオルドナンス（臨時立法）（1945年8月8日制定）と学校および大学のスポーツ組織に関するオルドナンス（臨時立法）（1945年10月12日制定）が制定された。

次に、1948年の山岳ガイドに関する法律、1948年のスキー教育に関する法律、1951年の水泳施設における安全を確保するための法律、1955年の柔道および柔術の教授の職業ならびにこれらの格闘スポーツの教育に当てられる道場の開設に関する法律が制定された。これらの法律は、特に危険性の高いスポーツ種目について、指導上の安全を確保するために指導者資格を国家免許とすることを定めている。さらに、1963年に体育またはスポーツ教育の教育者の職業および当該職業が行われる学校または施設を規制する法律が制定され、上述の4つの法律に定めるスポーツ種目以外のスポーツ種目についても指導者資格を国家免許とすることが定められた。

そして、これらの法律を統合するためにフランスにおける最初のスポーツに関する基本法である体育およびスポーツの発展に関する法律（1975年10月第75-988号）が制定され、さらに、1981年に社会党政権が誕生すると、1975年法を改正し、新たに身体的およびスポーツ的活動の組織および促進に関する法律（1984年7月第84-610号）が制定された。1984年のスポーツ基本法は、制定後も改正が繰り返された。特に2000年に教育法典が制定されると、1984年法の規定のうち体育・スポーツ教育、職業教育、研修など教育に関連する規定が教育法典の中に規定されることになった。

他方、フランスでは法令の法典化政策が進められ、法の簡素化に関する法律（2004年12月第2004-1366号）第84条によってスポーツ法典の編纂が定められた。そして、それまでスポーツを規律する主な3つの法律、すなわち①公衆衛生法典のドーピングに関する法律、②教育法典の身体的およびスポーツ的活動の教科としての教育ならびに教育施設に関する法律、③修正が繰り返されてきた身体的およびスポーツ的活動の組織および促進に関する法律（1984年7月16日制定）、いわゆるスポーツ基本法などがスポーツ法典にまとめて定められることになった。そして、スポーツ法典の法律の部に関するオルドナンス（臨時立法）が2006年5月23日に制定された。

スポーツ法典の法律の部は、第1編身体的およびスポーツ的活動の組織、第2編スポーツのアクター（acteurs）、第3編スポーツ実践、第4編諸規定の4編からなる。さらに、スポーツ法典には、デクレ（政令）の部とアレテ（省令）の部がある。フランススポーツ法の特色としては、第1に、スポーツ会社、プロスポーツリーグ、スポーツ行事の営業、スポーツ代理人などスポーツの経済的側面に関する規定がある。第2に、スポーツ非営利社団、スポーツ連盟、スポーツ会社、フランスオリンピック・スポーツ委員会などスポーツの団体組織に関する規定が整備されている。第3に、スポーツ連盟の標準定款の採用、スポーツ指導者の免許所持義務、スポーツ競技会に参加する場合の保険加入義務など多様な権利義務に関する規定があり、違反した場合の制裁または罰則等の規定がある。第4に、自然スポーツ、持続可能なスポーツの開発に関する規定がある。このように、スポーツ法典は、スポーツ法が1つの特殊な法体系として整備してきたことを示しているといえる。

スポーツ法典の法律の部の構成（2011年11月6日付）は、次の図表F-7のとおりである。

図表F-7 スポーツ法典法律の部の構成

<p>第1編 身体的およびスポーツ的活動の組織</p> <p>序章 一般原理</p> <p>第1章 公法人</p> <p>第1節 国</p> <p>第2節 国の公施設</p> <p>第3節 地方公共団体</p> <p>第4節 公益団体</p> <p>第2章 スポーツ非営利社団およびスポーツ会社</p> <p>第1節 スポーツ非営利社団</p> <p>第1款 一般規定</p> <p>第2款 職場におけるスポーツ非営利社団</p> <p>第2節 スポーツ会社</p> <p>第1款 一般規定</p> <p>第2款 公私資本混合会社</p> <p>第3款 スポーツ非営利社団とスポーツ会社との関係</p> <p>第3章 スポーツ連盟およびプロフェッショナルリーグ</p> <p>第1節 スポーツ連盟</p> <p>第1款 一般規定</p> <p>第2款 認可された連盟</p> <p>第3款 権限を委任された連盟</p> <p>第2節 プロフェッショナルリーグ</p> <p>第4章 代表および調停の機関</p> <p>第1節 フランスオリンピック・スポーツ委員会</p> <p>第2節 その他の機関</p> <p>第2編 スポーツのアクター</p> <p>第1章 研修教育および教育</p> <p>第1節 スポーツの職業教育</p> <p>第2節 有償スポーツ教育</p> <p>第1款 資格の義務</p> <p>第2款 名誉義務（欠格事由）</p> <p>第3款 活動の届出義務</p> <p>第4款 教育活動の秩序維持</p> <p>第2章 スポーツマン</p> <p>第1節 高水準スポーツ</p> <p>第2節 プロフェッショナルスポーツ</p> <p>第3節 スポーツマンに適用されるその他の規定</p> <p>第3章 スポーツマンの健康およびドーピング対策</p> <p>序 節</p> <p>第1節 スポーツマンの医学的な追跡調査</p> <p>序 款</p> <p>第1款 健康診断書</p> <p>第2款 スポーツ連盟の役割</p> <p>第2節 ドーピング対策</p> <p>第1款 予防</p>	<p>第2款 フランスドーピング対策機構</p> <p>第3款 禁止行為およびコントロール</p> <p>第4款 行政上の制裁および保全措置</p> <p>第5款 不服申立ておよび事項</p> <p>第6款 刑法上の規定</p> <p>第4章 動物ドーピング対策</p> <p>第1節</p> <p>第3編 スポーツ実践</p> <p>第1章 スポーツ実践の場</p> <p>第1節 自然スポーツ</p> <p>第2節 スポーツ施設</p> <p>第1款 共通規定</p> <p>第2款 固定設備</p> <p>第3款 臨時設備</p> <p>第4款 刑法上の規定</p> <p>第2章 スポーツ活動に関連する義務</p> <p>第1節 保険義務</p> <p>第2節 衛生および安全の保証</p> <p>第1款 一般規定</p> <p>第2款 公衆に公開される水浴場およびプールに関する規定</p> <p>第3章 スポーツ行事</p> <p>第1節 スポーツ行事の組織</p> <p>第1款 連盟の役割</p> <p>第2款 事前の許可</p> <p>第3款 スポーツ行事の組織者の保険義務</p> <p>第2節 スポーツ行事の安全</p> <p>第3節 スポーツ行事の営業</p> <p>第1款 営業権</p> <p>第2款 放送の自由</p> <p>第4編 諸規定</p> <p>第1章 スポーツの財政</p> <p>第1節</p> <p>第1款 スポーツの発展を担当する公施設法人に割り当てられる財政</p> <p>第2章 海外適用規定</p> <p>第1節 マイヨットへの適用規定</p> <p>第2節 サン・ピエール・エ・ミクロンへの特別規定</p> <p>第3節 ワリス・エ・フトゥナへの適用規定</p> <p>第4節 フランス領ポリネシアへの適用規定</p> <p>第5節 スヴェル・カレドニへの適用規定</p> <p>第1款 一般規定</p> <p>第2款 ドーピング対策およびスポーツマンの健康の保護に関する違反</p>
--	--

(2) ドーピング法の形成

フランスでは古くからドーピングに関する特別な法律が制定されてきた。フランスにおける最初のドーピング法は、「スポーツ競技会における興奮剤の使用の取締りに関する法律(1965年6月第65-412号)」である。さらに、スポーツ競技会および行事におけるドーピング物質の使用の予防および取締りに関する法律(1989年6月第89-432号)、スポーツマンの健康の保護およびドーピング対策に関する法律(1999年3月第99-223号)、ドーピング対策およびスポーツマンの健康の保護に関する法律(2006年4月第2006-405号)が制定され、ドーピング法制度が整備された。

その後、ドーピングに関する法律は、2006年に編纂されたスポーツ法典の中に組み込まれたが、ドーピングに関する条文はさらに改正が繰り返された。特に、2007年1月31日の法律により、フランス政府がユネスコのスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約を批准したことに伴い、フランスの国内法をユネスコ規約に調和させる必要が生じた。さらに、世界ドーピング防止機構(World Anti-Doping Agency : WADA) 規程が2007年に採択され、2009年より発効されることになり、フランス政府も新しいWADA規程に国内法を調和させる必要が生じた。

このため、第1に、2008年にドーピング物質の不正取引対策に関する法律(2008年7月第2008-650号)が制定され、ドーピングの不正取引およびドーピング物質の所持に関する刑法上の新しい犯罪に関する規定が定められた。

第2に、病院改革ならびに患者、健康および地域に関する法律(2009年7月第2009-879号)が制定され、ドーピングに関する新しい法規定を政府が採択することが臨時措置として認められた。

第3に、スポーツマンの健康およびWADA規程の原則をスポーツ法典に合致させることに関するオルドナンス(臨時立法)(2010年4月第2010-379号)が制定され、世界ドーピング防止機構の原則をスポーツ法典に適用するための諸規定が定められた。

このように、フランスのドーピング法は古くから国内法によって整備が進められてきたが、ヨーロッパ、ユネスコ、世界ドーピング防止機構などによる世界的なアンチ・ドーピング政策の影響を受けて、ドーピングに関する国内法を国際法に調和させる措置がとられてきている。

4. スポーツ関連予算・財政・税制

(1) スポーツ関連予算

1) 予算組織法におけるスポーツ予算の構造

フランスでは2001年の予算組織法(LOLF:Loi organique relative aux lois des finances)によって予算制度改革(コスト分析会計)、公会計制度、業績管理、政策評価改革などが行われ、議会による予算審議の実質化と業績(年次業績報告書:RAPと年次業績計画書:PAPによる業績評価)に基づく行政マネジメント手法(目標の設定、施策の策定、予算編成、計画の実行、成果の検証、次期の政策への予算の反映)の導入が行われた。予算構造は、組織別・費目別の構造ではなく、ミッション(予算の議決単位)、プログラム(予算配分単位)およびアクション(コスト分析単位)の科目区分にわけられ政策目的別に構造化された。これによって、フランスでは政策体系・予算体系・評価体系の一本化がはかられている。

たとえば、2010年度年次業績計画書によればスポーツに関する予算構造は、ミッション:スポーツ・青少年・非営利社団活動、プログラム219:スポーツ、アクション:①最大多数のためのスポーツの振興、②高水準スポーツの発展、③スポーツによる防止とスポーツの保護、④スポーツの職業の振興に構造化されている。

2) 国立スポーツ振興センター(CNDS)

フランスでは1976年の財政法に基づいてスポーツ発展国家基金(FNDS)が設置され、同基金から地方公共団体やスポーツ団体に対して補助金を交付してきた。また、この基金の財源としては、①フランスくじ公社の宝くじやサッカーくじの売上げ、②スポーツ行事の放映権料、③場外勝馬投票の掛金の一部が充てられた。しかし、この基金は、2005年の予算組織法によって廃止されることとなり、地方公共団体およびスポーツ団体に対する補助金などのスポーツ発展国家基金の業務を引き継ぐ形で、国立スポーツ振興センター(CNDS)が公施設法人として設置された。国立スポーツ振興センターは、スポーツ団体への補助金を交付することで国民のためのスポーツの実践を発展させること、スポーツ施設の建設のための補助金を交付することで国土の整備に貢献すること、フランスのスポーツの国際的なステイタスの向上をはかることを主な任務としている。また、特に学校に通う青少年、大衆地区、特に問題のある都市の地区の住民および障害者のスポーツ活動の振興をはかることを目的に掲げている。

3) その他の予算

その他のスポーツ関連予算としては、連帯、社会への組み込み、機会の平等の任務を支持するための諸施策諸事業があり、これらに配分されている予算の中にもスポーツに関連する予算がある。

4) 2010年度および2011年度のスポーツ予算

2010年度および2011年度のスポーツ予算は、図表F-8のとおりである。スポーツ関連予算は、2010年度と2011年度を比較すると、プログラム219:スポーツ、国立スポーツ振興センター予算およびその他の歳出のすべての項目において増額傾向にある。2011年度予算は、前年度比で6.6%の増加となっている。また、プログラム予算よりも、国立スポーツ振興センターの予算のほうが多くなっている。スポーツのプログラムにおいて、優先順位の高いものとしては、スポーツ連盟に対する支援(7,700万ユーロ:約88億5,500万円)、高水準スポーツの発達として国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(4,500万ユーロ:約51億7,500万円)、国立学校および民衆教育・スポーツセンターの刷新(1,600万ユーロ:約18億4,000万円)、フランスドーピング対策機構(780万ユーロ:約8億9,700万円)、WADA(60万ユーロ:約6,900万円)などがある。

※1ユーロ=115円で換算

図表 F-8 フランスのスポーツ政策に配分された予算総額 (2010-2011) (単位: ユーロ)

	2010	2011
プログラム 219: スポーツ	233,049,402	216,565,118
国立スポーツ振興センター	252,992,400	295,784,500
スポーツ政策に寄与したその他の歳出	326,451,732	354,152,529
合計	812,495,526	866,502,147

出典: Les moyens consacrés à la politique du sport en 2011

2010 年度の業績計画書におけるスポーツのプログラムへの支払許容費 (credits de paiement) をアクション (コスト分析単位) 別にみると、総額 2 億 2,723 万 4,201 ユーロ (約 261 億 3,200 万円) のうち、①最大多数のためのスポーツの振興が 1,013 万 4,000 ユーロ (約 11 億 6,500 万円)、②高水準スポーツの発展が 1 億 8,276 万 5,201 ユーロ (約 210 億 1,800 万円)、③スポーツによる防止とスポーツの保護が 1,592 万 9,000 ユーロ (約 18 億 3,200 万円)、④スポーツの職業の振興が 1,840 万 6,000 ユーロ (約 21 億 1,700 万円) であった。傾向としては、高水準スポーツに約 80% 支出されており、スポーツ担当省が直轄して行う事業としては高水準スポーツが重視されていることが指摘できる。

5) 業績計画と業績指標

2010 年度年次業績計画書には、上記のスポーツ予算を投入することによって達成される政策目標および政策指標が次のように定められている。関連する予算は、このような政策指標に基づきその成果が毎年度国会で評価され次年度の予算に反映される仕組みとなっている。

目標 1	プライオリティのある市民へ特別な配慮をしながら、スポーツ実践を、特にクラブにおいて増加させる。
指標 1.1	スポーツ連盟によって交付された登録証: 数とプライオリティのある市民の割合
指標 1.2	割当額に応じた CNDS の地方部門の補助金の分配
指標 1.3	プライオリティのある市民へ割当てられる CNDS の地方部門の予算割合
目標 2	スポーツ連盟の財務の厳正と有効性を促進すること
指標 2.1	不安定で悪化した財政状況が生じている連盟の数
指標 2.2	スポーツ連盟の自己資金の割合
目標 3	全国のスポーツ施設の均衡ある配分への特別な配慮をすること、および、構造化された施設の実現を促進すること
指標 3.1	地方におけるスポーツ施設の配分
指標 3.2	設備の整っていない県に与えられる CNDS の施設補助金の割合
目標 4	スポーツ大国の中でのフランスの地位を強化すること
指標 4.1	フランスのスポーツの地位
指標 4.2	施設のネットワークの中で受け入れられる高水準スポーツマンの割合
目標 5	スポーツにおける倫理の遵守を強化すること、およびスポーツマンの健康を守ること
指標 5.1	高水準スポーツマンおよびエスポワールの総数が報告される年に完全な医学上の追跡調査の義務を満たしている高水準スポーツマンおよびエスポワールの割合
指標 5.2	アンチ・ドーピングのコントロールと分析の全体平均費用
指標 5.3	競技会外のコントロールの数/コントロールの総数
目標 6	職業の進展のための研修を採用すること、および、公役務の任務に関する施設による研修の提供を改善すること
指標 6.1	免状の交付後に得た資格と対応して有効に雇用に就いている免状所持者の割合
指標 6.2	特定の環境での活動および緊張のある部門に対応して、施設のネットワークの中で確保される研修の割合
指標 6.3	高水準スポーツマンの職業への組み入れの割合

6) 国立スポーツ振興センター (CNDS) の予算

2010年のスポーツ省のスポーツ数値データによれば、国立スポーツ振興センターの予算は、図表F-9のとおり過去5年間2億ユーロ（約230億円）台で推移している。2011年の同センターの予算の財源の構成をみると、宝くじの収益の1.8%の課徴金1億7,010万ユーロ（約195億6,200万円）、UEFA欧州選手権2016の開催のためのスポーツ施設のために、5年間積み立てられる宝くじの収益の0.3%の課徴金2,400万ユーロ（約27億6,000万円）、スポーツくじ※の収益の1.5%の課徴金3,390万ユーロ（約38億9,900万円）、スポーツ行事および競技会の放映権収入5%の分担金4,340万ユーロ（約49億9,100万円）となっている。これらの課徴金等の割合は、年度ごとに変更があるが、同センターの財源の多くは、フランスくじ公社が行う宝くじ、スポーツくじ等の収益にあるといえる。

図表F-9 国立スポーツ振興センターの予算 (2006-2011) (単位: 100万ユーロ)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
総予算	213	236	268	211.7	227.6	271.4
その内、宝くじ およびスポーツくじ	173	196	226	165.6	184.3	228

出典: Ministère des sports, Les chiffres-clés du sport, Décembre 2010

※スポーツくじ: サッカー、テニス、ラグビーなどさまざまなスポーツが対象となっている。

(2) 財源

フランスにおけるスポーツ支出を支出単位別にみると、図表F-10のとおりである。2004年から2008年において国のスポーツ支出は30億ユーロ（約3,450億円）から32億ユーロ（約3,680億円）に増加しているが、地方公共団体のスポーツ支出は、86億ユーロ（約9,890億円）から106億ユーロ（約1兆2,190億円）に増加しており、地方自治体のスポーツ支出の伸びのほうが大きいいといえる。特にコミューン（市町村）のスポーツ支出の割合と増加率が大きいといえる。また、国内の総スポーツ支出額の増加率を国民総生産の増加率と比べると2004年および2005年では総スポーツ支出のほうが高かったが、2006年以降は国内総生産の増加率のほうが高くなっている。また、国内総生産に占める総スポーツ支出の割合は、1.7%から1.8%とおおよそ一定の水準を保っている。さらに、スポーツ支出において最も大きな割合を占めているのは家計の支出であり、その額も増加していることから、スポーツが一定の家計の消費を生み出す経済活動の対象となりうると思なされている。

図表F-10 スポーツ支出 (2004-2008) (単位: 10億ユーロ)

支出の単位	2004	2005	2006	2007	2008
家計	14.7	15.2	15.8	16.5	16.8
地方公共団体	8.6	9.1	9.6	10.2	10.6
コミューン(市町村)	7.6	8.0	8.4	9.0	9.3
県	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8
州	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
国	3.0	3.0	3.0	3.2	3.2
企業	2.5	3.1	3.1	3.2	3.3
後援	1.6	1.7	1.7	2.0	2.1
メディア(放送権)	0.9	1.4	1.3	1.2	1.2
総スポーツ支出	28.8	30.3	31.7	33.1	33.9
年間増加率(%)	5.5	5.2	4.6	4.4	2.4
国内総生産に占める割合(%)	1.7	1.8	1.8	1.7	1.7
国内総生産(PIB)	1,660.2	1,726.1	1,807.5	1,892.2	1,950.1
PIBの年間増加率	4.1	4.0	4.7	4.7	3.1

出典: Comptes économiques du sport, DJEPVA-Mission des Etudes de l'Observation et des Statistiques.

(3) 税制

フランスにおいては、スポーツ活動と関連する税制措置については、フランス租税一般法典 (Code general des impôt (CGI)) に関連する諸規定がある。

1) スポーツマンの課税対象利益およびその控除 (CGI 第 100 条の 2 および CGI 第 84A 条)

スポーツの実践から生じた課税対象利益は、申告制度に基づき納税者が請求することによって、課税年度またはその前 2 年の収入の平均から当該年の支出の平均を控除して決定される。また、スポーツ実践の資格で金銭を受け取ったスポーツマンの課税対象賃金にも同様に適用される。

2) スポーツの事業・組織への寄付または払い込みに対する減税 (CGI 第 200 条および第 238 条の 2)

スポーツの性質を有する一般の利益の事業または組織のために、納税者が行った寄付または払い込みに対応した課税対象所得の 20% を限度として、その総額の 66% に等しい所得が減税の対象となる。所得税または法人税が賦課されている企業が同様の払い込みをした場合には、総取引高の 0.5% を限度として、その総額の 60% に等しい額が減税の対象となる。

3) 地域振興のためのスポーツ行事の収益に対する法人税の免除 (CGI 第 207 条)

スポーツの集会などの公的な行事をコミューン (市町村) や県の協力のもとで主催することで非営利団体が得た利益は、その団体の定款に定める目的と合致しており、経済的視点から、コミューン (市町村) や県にとって一定の利益がある場合には、法人税が免除される。

4) 個人のスポーツ教室および非営利スポーツ団体の事業に対する付加価値税の免除 (CGI 第 261 条)

生徒から直接に報酬を受けている自由業者である個人が行うスポーツ教育に関するレッスン、および一般の利益のための団体である法律上非営利の組織が行うスポーツの性質を有する事業については、付加価値税が免税される。

5) スポーツ放送権の譲渡益に対する分担金の徴収 (CGI 第 302 条の 2ZE)

スポーツ行事または競技会の放送権を、情報伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日法律第 86-1067 号の第 2 条および第 2-1 条の意味でのテレビ事業の製作者または配給業者に譲渡する場合には、分担金 (cotisation) を支払わなければならない。この分担金は、放送権の譲渡益のうち、その付加価値税を差し引いた額に対して課され、税率は、領収額の 5% に定められている。このスポーツ放送権料に対して徴収された分担金は、国立スポーツ振興センターの財源となり、スポーツの振興のために活用されている。また、この分担金は、インターネット等によるスポーツ中継放送事業を行う個人事業者に対しても課される。

6) スポーツ行事の興行税を一定の興行収入まで免除 (CGI 第 1561 条)

CGI 第 1560 条に定める興行税 (impôt sur les spectacles) は、管轄権限を有する大臣によって認可された 1901 年法によって規律されるスポーツ非営利団体またはスポーツ法典第 L. 122-1 条に定めるスポーツ会社が組織するスポーツの集会または行事の収入が 3,040 ユーロ (約 35 万円) までは免除される。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

(1) スポーツ総合サービス計画 (schema de services collectifs du sport ; SSCS)

国土整備・開発に関する基本法（1995年2月第95-115号）および国土の持続的整備開発のための基本法（1999年6月第99-533号）に従って、2002年にスポーツ総合サービス計画 (schema de services collectifs du sport ; SSCS) が策定された。この計画は、全国土におけるスポーツ実践に関するサービス、施設、空間、サイトおよびコースへのアクセスを発達させ、市民の社会的統合を奨励するための国の目標を定め、優先介入地域を特定し、全国的国際的なスポーツ強化拠点の配置計画を調整し、構造化されたサービスおよび施設の配置に関する指針を示すものである。

スポーツ総合サービス計画は、I「現状および問題」、II「スポーツ総合サービス計画の目的」、III「国の戦略的選択」、IV「スポーツ総合サービス計画の調査および評価」ならびに補足資料からなる。

1) 現状および問題

まず、スポーツの現状と問題がデータに基づき分析確認されている。①実践者の増加、②連盟の発達と自律的な実践の発達、③スポーツへの女性の進出、④生活時間の延長、⑤スポーツの経済的重要性、⑥技術革新、⑦余暇および自然におけるスポーツ活動の飛躍的発展、⑧高水準スポーツの専門化、⑨放映権料、メディア、経済市場におけるプロスポーツの財政構造の変化、⑩地方公共団体、企業、非営利団体などアクターの多様化、⑪スポーツ施設、⑫フランスの国土の異例の豊かさと多様性、⑬スポーツの振興を承認した国家の立場と役割などについて、データに基づき分析されている。

また、問題として、①社会的不平等、②国土の不平等、③スポーツ総合サービスの提供の不平等、④施設の提供の不平等、⑤自然におけるスポーツ開発の抑制、⑥アクターの多様性、⑦スポーツの事実認識の手段の欠如、⑧現代スポーツの潜在的な偏向などについて、データに基づき分析されている。

2) スポーツ総合サービス計画 (SSCS) の5つの目的およびその達成目標

目的1：身体的およびスポーツ活動への全ての人のアクセスの奨励とスポーツの教育的側面の補強

この目的を達成するために、①全土における学校スポーツの義務化を実施すること、②スポーツにおける真の同等を確保すること、スポーツへの平等なアクセスの条件を障害者へ確保すること、労働界におけるスポーツを発達させること、既存のスポーツ施設を社会の新しいニーズに適応させ刷新することによって、スポーツ実践へのアクセスの不平等を縮小すること、③優先介入地域における非営利団体活動を発達させること、④すべての人々の健康および社会的統合の要素である身体的およびスポーツ的活動の発展、ならびに、スポーツ実践の多様なレベルで生じるリスクの予防および減少のための政策の促進に取り組むことによって、最大多数の幸福と健康に貢献することが示されている。

目的2：国際的な舞台でフランスの地位と威光の確保

この目的を達成するために、①オリンピックや世界選手権などの基準となる競技会においてスポーツの成績を伸ばし増大させること、②高水準スポーツの養成課程においてインテグレーションや社会的統合などの人間的民主的コンセプトを促進すること、③企業の技術情報によって研究を支援することに貢献すること、④スポーツを通してフランスの言語および文化を普及させることが示されている。

目的3：国土の持続可能な形成と開発の論理の中へのスポーツの組み入れ

この目的を達成するために、①行政組織とスポーツ実践の管轄地域を有機的に関係づけること、スポーツ政策の横断化を助長すること、地域のスポーツおよび地域拠点の定着に貢献する国際的全国的

な利益となる種目を促進することによって、国土の形成と開発の論理の中でスポーツ政策を構想すること、②ヨーロッパ的国際的な使命をもつスポーツの開発の地域拠点を強化することが示されている。

目的4：スポーツによる自然空間・農村空間の高価値化およびそこへのアクセスの促進

この目的を達成するために、①環境とその保護について教育すること、②ヨーロッパおよび国境を越えた次元でフランスの地域の自然空間および農村空間により高い価値を生じさせること、③自然空間および農村空間の利用の新しい目的を定めること、④これらの空間の利用に伴う紛争を管理する新しい方法を構想し、その地域での協議の形態を改善することが示されている。

目的5：研修教育および雇用によるスポーツ組織の構造化

この目的を達成するために、①国土の持続的な開発の可能性としての研修教育および雇用、②ボランティアの活動および非営利社団活動の飛躍的發展にとって不可欠な投資としての研修教育および雇用、③雇用および地域生活だけでなくスポーツ運動組織の統一および連盟の任務の遂行にとって不可欠な投資としてのスポーツの技術指導管理者の専門職業化が示されている。

3) 国の戦略的選択

「国の戦略的選択」では、潜在的な可能性のある分野に関する戦略的選択、国の直接的介入の戦略的選択、および優先介入地域の3つが示されている。

(a) 潜在的な可能性のある分野に関する戦略的選択：スポーツ総合サービス計画（SSCS）を実施するために取り組むべき課題として、関連するすべてのスポーツのアクターのスポーツ政策における連携とネットワーク化をはかることを掲げられている。このため、州レベルでは、①各州に国土空間整備推進州委員会を設置すること、②スポーツ施設の州調査を実施すること、③高水準スポーツ州委員会を設置することが示されている。市町村間レベルでは、国土の持続的な整備開発のための基本法（1999年制定）および市町村間の協力の強化および簡素化に関する法律（1999年7月第99-586号）に基づいて、市町村間のスポーツ政策を連携させ合理化することが示されている。国レベルでは、2000年7月6日の法律によって設立された身体的およびスポーツ的活動全国評議会によってすべてのスポーツのアクターの連携と調整をはかることが示されている。また、同計画の目的について国の幾つかの契約による行動計画および介入措置を修正し中心に置くことが掲げられている。このため、①州域事業計画統一文書（documents uniques de programmation régionale）、②国・州計画契約（contrats de plan Etat-région ; CPER）、③スポーツ連盟との複数年の目的協定、④学校スポーツ施設協定などでスポーツ施設に関する契約による州域政策、都市計画を進めていくことが示されている。

(b) 国の直接的介入の戦略的選択：まず、フランス国民へのサービスを改善することが掲げられている。このため、①地域における雇用の可能性および新しいニーズに対応した研修教育を採用すること、②スポーツの地域の実践者およびアクターのニーズにできるだけ厳密に対応すること、③民衆教育・スポーツセンターの地方配置およびネットワーク化をさらに組織化すること、④青少年情報（information jeunesse）のネットワークおよび新しい情報技術を青少年によりよく情報提供すること、⑤スポーツのユーザーの安全を改善することが示されている。また、①州レベル、②県レベル、③スポーツ担当省の中央行政レベルで、スポーツ総合サービス計画の実施を国の業務の運営内容に採り入れることが示されている。

(c) 優先介入地域：①近隣地域（territoires de proximité）、②州地域、③州間および国境間の協力の必要な地域、④海外県に分けて、政策課題が掲げられている。

4) スポーツ総合サービス計画 (SSCS) の調査および評価

スポーツ総合サービス計画 (SSCS) の調査として、①国土整備州計画 (schémas régionaux d'aménagement du territoire) の策定の際にスポーツを含めること、②同計画の目的を国・州計画契約 (CPER) に合致させること、また、同計画の執行の評価として、①国土の公共政策の評価、②国土整備議員代表団による情報提供が示されている。

以上の国が定めたスポーツ総合サービス計画の内容は、国のスポーツ政策の方針を示すものとなっている。また、この計画は、地方におけるスポーツ政策の実施の参考指針として取り入れるものとなっている。さらに、この計画の内容は、スポーツ法典の体系、スポーツ行政組織の構成、スポーツ政策の実施、スポーツ予算に反映されている。特に国のスポーツ予算については、上述した予算組織法 (LOLF) によって議会による各プログラムに関する予算審議と業績評価が行われ、年次業績報告書 (RAP) と年次業績計画書 (PAP) が作成され、スポーツ政策の政策目標と政策指標が構造的体系的に示されている。スポーツ予算に関する業績計画書の政策目標とスポーツ総合サービス計画とは類似の政策目標が掲げられている。また、スポーツ総合サービス計画の実施は、議会の政策評価を受けることになっている。さらに、国および地方の国土整備計画の中にスポーツ基本計画が組み込まれて実施されることが示されている。また、この計画を策定するにあたっては、現状を分析するための統計データ等の収集に努めており、さらに計画の実施についても調査および評価を行うことが定められており、エビデンスに基づく政策の決定と評価が行われているといえる。

スポーツ法典第 L. 111-2 条によれば、スポーツ総合サービス計画は自然・農村区域総合サービス計画 (schema de services collectives des espace naturels et ruraux) との整合性をはかりながら、国土のすべてにおけるスポーツ実践に関するサービス、施設、空間、サイト (場所) およびコース (道路など) へのアクセスを発達させ、市民の社会的統合を奨励するための国の目標であると定められている。上記の目的で、スポーツ総合サービス計画は、優先介入地域を特定し、計画実行の進展と形成されつつある需要 (besoins en formation) を考慮して、すべての必要な方策を評価することになっている。また、本計画は、全国的国際的な使命をもつスポーツ強化拠点 (poles sportifs) の配置計画を調整し、構造化されたサービスおよび施設の配置の指針を示すとともに、公的な方策およびスポーツ施設の最適利用のための準拠となる枠組みを提示するものであると定められている。さらに、本計画には、地域、経済、観光および文化の開発政策と関係するスポーツ実践の発達と関係するさまざまな公役務 (services publics) の調整を奨励すること、既存のネットワークに基づくスポーツのサービス、施設および実践に関する国民への情報提供と、情報および通信の新しい技術の使用を確保することが定められている。国、地方公共団体および国の補助金を受けるスポーツ非営利社団の間で結ぶ契約は、このスポーツ総合サービス計画の目標を考慮しなければならない。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) 国内リソース拠点の整備策

フランスでは特定の活動のための研修教育、情報組織のネットワークの拠点として国内リソース拠点 (PRN) を整備することが施策として実施されている。同拠点には、「スポーツ・教育・混成・市民権」拠点 (pôle «sport, éducation, mixtés et citoyenneté»)、「スポーツと障害」拠点 (pôle «sport et handicaps») (後述)、「スポーツと自然」拠点 (pôle «sport de nature»)、「スポーツと健康」拠点 (pôle «sport et santé») がある。

「スポーツ・教育・混成・市民権」拠点 (pôle «sport, éducation, mixtés et citoyenneté»:PRN-SEMC) は、プロヴァンス・アルプ・コート・ダ・ジュール(Provence Alpes Côtes d'Azur)の 民衆教育・スポーツセンター (CREPS) に置かれている。「スポーツ・教育・混成・市民権」拠点は、それまであった「スポーツ・家族・女性実践」拠点と「スポーツ・教育・統合」拠点が統合されたものである。「スポーツ・教育・混成・市民権」拠点は、最大多数の人のためのスポーツの発展を奨励するものであり、特にスポーツ実践から最も遠くにある市民に直接働きかけスポーツの多様性を考慮することを任務としている。また、女性スポーツ、スポーツ団体における女性責任者のアクセスの促進、家族におけるスポーツ、スポーツにおける差別対策や暴力対策、スポーツ活動による教育や社会統合、仲裁などに関する活動を行っている。

「スポーツと自然」拠点 (pôle «sport de nature») は、プロヴァンス・アルプ・コート・ダ・ジュール(Provence Alpes Côtes d'Azur :PACA)の民衆教育・スポーツセンターに置かれている。このスポーツと自然拠点は、抑制された開発と自然スポーツの教育的役割を任務としている。また、野外活動の分野における法的、技術的、教育的支援を行っている。2004 年からは各州局に自然スポーツに関する技術教育職員が指名されており、各州を中核とした自然スポーツに関する県の担当部局の職員、自然スポーツに関係するスポーツ連盟の技術指導管理者、スポーツ担当省の国立教育施設の職員に対する研修教育とネットワークの形成を行っている。

「スポーツと健康」拠点 (pôle «sport et santé»: PRNSS) は、オーベルニュ (Auvergne) の民衆教育・スポーツセンターに置かれている。「スポーツと健康」拠点は、健康の要素としての身体的およびスポーツ的活動を発達させることを任務としており、そのために、スポーツ界だけでなく健康関連の組織とも連携して活動を行っている。

2) 自然スポーツ (sports de nature) 施策

スポーツ総合サービス計画 (SSCS) に従って自然スポーツに関する施策が実施されている。自然スポーツとは、整備または未整備の自然、農村、森林、海、空などで実践される多様な身体的およびスポーツ的活動を意味し、社会的教育的なスポーツ実践や自然との調和のためのルール習得を示す用語である。フランスでは自然における多様な身体的およびスポーツ的活動の多様性の質が認められるようになっており、その活動の範囲は非常に広い。また、スポーツ行政だけでなく、環境、余暇、観光などとの関連のある領域となる。自然空間は、身体的およびスポーツ的活動の場であると同時にフランスの美と真正さの特別な遺産とみなされている。

スポーツ担当省は、市民が自然および自然スポーツに接近できるようにすること、自然スポーツの実践が安全に行われること、環境にとって持続可能なものとなるよう監視すること、スポーツ施設の安全および衛生を確保すること、自然スポーツに関係する資格免状を交付することなどを行っている。また、前述の自然スポーツ国内スポーツ拠点が設置されている。地方公共団体は、管轄する地域の自然スポーツの実践を計画化し管理している。特に県は、自然スポーツの関係者から編成される地方協議機関として自然スポーツに関するスポーツ・サイト・コース県委員会 (Commissions Départementales

des Espaces, Sites et Itinéraires:CDESI) を設置し、自然スポーツ県計画 (plan départemental des Espaces, Sites et Itinéraires: PDSI) を策定することになっている (スポーツ法典第 L.311-3 号)。

3) スポーツと教育および社会への同化策

フランスではスポーツは社会生活、個人の自己実現および開花にとって不可欠なものであることが認められている。また、スポーツにある社会的教育的機能を有効に活用するための施策が実施されている。このため、すべての市民のためのスポーツ実践の発達を促進することを政策課題として戦略を定めている。

第1に、身体的およびスポーツ的活動から最も遠くに離れている市民または経済的、社会的、地理的、身体的などの理由により活動へのアクセスが困難な市民の身体的およびスポーツ的活動を発達させることが行われている。特にスポーツ団体が問題のある郊外 (Quartiers sensible) の青少年を受け入れることに対して助成が行われている。また、問題のある郊外の出身の青少年のために「スポーツ連絡調整」というプログラムが設けられ、2006年から2008年に330のスポーツの専門職のポストが割り当てられた。

第2に、社会混成 (mixité sociale) を奨励しているスポーツ団体に対して優先的に支援している。特にスポーツ連盟は、国との間の目的協定に基づいて関連する対策を講じている。

第3に、思春期および思春期前の青少年のスポーツ実践を奨励している。これはこの時期のスポーツ実践が社会性を養い、人格を形成し、個人および集団の倫理を強化するために重要であるからと考えられている。たとえば、子どもの学校休業・バカンス期間中の余暇活動へのアクセスを奨励する「都市・生活・バカンス」(ville-vie-vacances:VVV) 措置、郊外集合住宅地区 (quartiers populaires) の住民のための「郊外希望計画」(plan espoir banlieue:PEB) によるスポーツへのアクセスのための措置、その他の人的財政的措置がとられている。

さらに、スポーツ担当省と社会保障担当省は、高齢者、障害者、家族に対して「家族によるスポーツの週末」という全国キャンペーンを実施し、世代を越えて家族が週末にスポーツをすることを奨励している。また、青少年スポーツマン手帳を発行し、青少年へのスポーツ情報の提供や、青少年とその家族、教育者および指導者が連携できるシステムを構築しようとしている。

4) 女性スポーツに関する施策

2007年4月11日付けの健康・青少年・スポーツ省 (Ministere de la Sante de la Jeunesse et des Sport) のウェブサイトによれば、フランスの女性スポーツのスポーツ実施率は、1968年の9%から2007年の48%に増加している。しかし、フランスでは、選挙で選出される国会議員や役職者に占める女性の割合が他国に比べて低いため、男女の不平等を改善するために1999年に憲法第3条が改正され、選挙によって選出される議員職と公職への男性と女性の平等なアクセスを助長することが定められた。また、2000年に「男女同数法」が制定され、実際に選挙制度改革が実施された。さらに、スポーツ担当省は、2003年に男女平等のための憲章の策定に参画し、2004年に公職への女性のアクセスの保障を施策として掲げている。その結果、2000年に28.8%であったスポーツ担当省の女性職員の割合が、2004年には47.6%にまで上昇した。また、スポーツ担当省では公務員職への男女の平等なアクセスを推進している。2008年のスポーツ担当省の女性職員の割合をみると、女性のほうが男性より職員数が多くなっている。ただし、スポーツ連盟の登録証所持者の男女比は、2対1となっている。ナショナル・コーチは2006年の10%から2009年の11.1%、ナショナルテクニカルディレクター (DTN) は2006年の4%から2009年の5%と若干増加したが、まだ女性のスポーツ運動組織における指導的立場の者への参加の割合は高くない。

また、前述の「スポーツ、教育・混成・市民権」国内リソース拠点が設置され、諸施策が行われて

いる。さらに、2010-2012 年のスポーツの女性進出および責任者への女性のアクセスのための行動計画が策定されている。

5) 学校体育・スポーツに関する施策

フランスでは学校における体育・スポーツ教育の教科および教育課程は、国民教育大臣の管轄になっている。教育法典第 L. 312-1 条は、国が国民教育担当大臣の管轄のもとで体育・スポーツ教育の教科としての教育を行う責任があることを定めている。また、教育法典第 L. 312-3 条は、体育・スポーツ教育の教科としての教育を幼稚園、初等学校、中等教育施設および技術教育施設で実施することを定めている。さらに高等教育施設においても身体的およびスポーツ的活動の教育が受けられることが定められている（教育法典第 L. 624-1 条）。また、教育法典第 L. 121-5 条は、体育・スポーツ教育ならびに学校および大学スポーツが、教育の公役務の目的および任務として、教育制度の改革、落第対策および社会的文化的な不平等の縮小に貢献することを定めている。

課外活動としての身体的およびスポーツ的活動については、教育法典第 L. 552-1 条は、生徒による自発的な身体的およびスポーツ的活動が学校スポーツ非営利社団によって教育施設において組織されることを定めている。また、スポーツ非営利社団がすべての中等教育施設に設立されること、国および地方公共団体が各初等教育施設に学校スポーツ非営利社団を設置することを奨励すること、学校スポーツ非営利社団が国の援助の利益を受けること、地方公共団体がスポーツ施設への接近を奨励することによって学校スポーツ非営利社団の発展に協力すること、学校スポーツ非営利社団が CONSEIL NATIONAL (国務院) の議を経たデクレ (政令) によって定める義務的定款規則を採択することが定められている（教育法典第 L. 552-2 条）。

学校での高水準スポーツの実践については、中等教育施設が高水準スポーツのスポーツ実践のための生徒の準備を認めることが定められている（教育法典第 L. 312-2 条）。また、高等教育施設が高水準スポーツマンに対してその組織の必要な調整によってスポーツのキャリアを追及することおよびその研究の進展を認めることが定められている（教育法典第 L. 611-4 条）。

教育施設関係の全国的な連盟としては、初等教育スポーツ連合 (USEP)、全国学校スポーツ連合 (UNSS) および全国大学スポーツ連盟 (FNSU) がある。加盟するスポーツ非営利社団の数および登録証所持者の数は、添付資料図表 F-4-1 のとおりである。

(2) 競技スポーツ施策

1) 競技力向上施策

フランスはオリンピックのメダル獲得数において 2000 年のシドニー大会 6 位、2004 年のアテネ大会 7 位、2008 年の北京大会 10 位と、常に上位に位置している。フランスは近代オリンピックの組織と開催に尽力したクーベルタンなどオリンピックにおいて重要な役割を果たしてきたが、1960 年のローマオリンピックにおいて金メダルを獲得できなかった経験から、競技力向上について国が積極的に関与するようになった。そして、競技力向上のための諸制度が形成されている。フランスがオリンピックでメダルを獲得し、ある一定の水準を維持しているのには競技力向上に関する長期的な諸施策の展開とその効果があると考えられる。

まず、フランスでは高水準のスポーツマン (sportifs de haut niveau) に関する登録と養成制度が整備されており、スポーツ担当省、フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF)、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) および競技団体の代表者で構成される高水準スポーツ全国委員会 (CHSHN) が各競技団体から推薦された選手の中から高水準スポーツマンの登録者として高水準スポーツマン、エスポワール、トレーニングパートナーのカテゴリーに分け、リストアップしている (図表 F-11)。さらに、高水準スポーツマンのカテゴリーは、次のものに細分化されている。①ジュニヌ : 3

～4年先の国際大会での活躍が期待される選手、②シニア：直前の国際大会（オリンピック、世界選手権、欧州選手権など）に向けて準備をしている選手、③エリート：国際大会での実績が既にある選手（2年間の期間）、④転職（キャリアトランジション）：4年間シニアに、あるいは1年間エリートに登録された選手。なお、転職の該当者は、職業訓練や就職ガイダンスなどの特別な支援を申請できる。登録された高水準スポーツマンは、トレーニング期間中や大会期間中の学業、就業等に関する保障や各種の優遇措置、助成措置が認められている。

※エスポワール(espoir)とは、高水準スポーツマンの登録要件を満たしていないが、ナショナルテクニカルディレクターが有望選手としてその能力を認めた選手のことである。

図表 F-11 高水準スポーツマンリストのカテゴリー別登録者数（2007-2010）

	2007	2008	2009	2010
高水準スポーツマン	7,163	7,266	7,143	7,191
エスポワール	8,546	8,487	8,337	7,500
トレーニングパートナー	336	261	213	237

出典：Ministère des Sports-Direction des Sports, Les chiffres-clés du sport, Décembre 2010

高水準スポーツマンのリストに登録されるには、個人種目の場合、世界個人ランキング 20 位以内であることが要求され、年間ランキング発表当日から 1 年間登録される。また、団体種目の場合には、所定の成績をあげた当日から 2 年間登録される。高水準スポーツマンは、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP)やその他の強化拠点で大会へのトレーニングを行うことになる。2010 年のスポーツ連盟別高水準スポーツマンの分布の状況は、[図表 F-12](#) のとおりであり、パラリンピック関係の障害者スポーツに関する高水準スポーツマンも 187 人が認定されていることが指摘できる。

図表 F-12 スポーツ連盟ごとの高水準スポーツマンの分布（2010）

	合計	女性割合(%)	平均年齢
	7,191	37	22 歳
陸上競技	395	39	23
柔道	374	46	20
自転車	310	27	22
スキー	305	40	23
サッカー	305	51	19
水泳	299	50	19
ラグビー	254	37	21
体操	248	54	19
バスケットボール	240	50	20
バレーボール	238	47	19
ヨット	213	25	28
障害者スポーツ	187	21	34
ハンドボール	173	46	21
カヌーカヤック	160	28	23

出典：Ministère des Sports-Direction des Sports, Les chiffres-clés du sport, Décembre 2010

選手の養成については、高水準スポーツに関する専門的教育課程が整備されてきている。これは特に高水準スポーツ選手を若年層から養成し、その学業を維持しながら国際的なスポーツの経歴を維持するために設置されたものである。このような高水準スポーツの専門教育課程としては、1974 年から

1984年にスポーツ教育課程学科 (sections sport-études) が設置された。1984年から1995年にはトレーニング・研修教育常設センター (Centres Permanents d'Entraînement et de Formation) が設置された。さらに、1995年からは高水準スポーツ専門課程 (filière d'accès au sport de haut niveau) が設置された。このスポーツ教育課程が競技拠点 (pôle) にも設置されている。

国際競技大会の優秀者に対しては報奨金が支払われる。たとえば、2008年の北京オリンピックおよびパラリンピックについては、オリンピックの金メダル5万ユーロ (約580万円)、銀メダル2万ユーロ (約230万円)、銅メダル1万3,000ユーロ (約150万円)、パラリンピック金メダル1万2,000ユーロ (約138万円)、銀メダル7,200ユーロ (約83万円)、銅メダル4,800ユーロ (約55万円) であった。

2) 国際スポーツ大会誘致

フランスでは国際的な大規模スポーツイベントの招致を積極的に政策として展開している。このような大規模イベントをフランス本土で行うことは、経済的な効果をもたらし、関連するスポーツクラブの経済的な発展を助長し、インフラの現代化をもたらすことが期待されている。また、この大規模イベントの誘致および開催の任務を省庁を横断して遂行するために、大規模スポーツイベント省庁間代表 (délégué interministériel aux grands événements sportifs: DIGES) が置かれている。

たとえば、2016年のUEFA欧州選手権の開催が決定し、後述するように各地にスタジアムの新設および改修が実施されている。また、2010年のフェンシング世界選手権、2011年の柔道世界選手権などを誘致している。また、2018年の冬季オリンピックをフランスのアヌシー (Annecy) で開催することを立候補している。近年では1992年のアルベールビル冬季オリンピック大会の招致に成功している。オリンピックの招致活動については、このほかにも2012年および2008年にパリオリンピックの招致活動を行っている。

(3) スポーツ指導者関連施策

1) スポーツ指導管理者の専門職化

スポーツの指導教育を担当する専門の公務員制度が整備されている。特に1996年にスポーツ担当省の設置以後、スポーツ担当省に属する国家公務員の身分でありながらスポーツ連盟等に出向してスポーツ連盟の監督下でその職務を遂行する専門職制度が整備されている。これらスポーツ専門の技術指導を担当する公務員を総称して技術指導管理者 (cadres techniques) またはスポーツ専門技術顧問指導員 (conseillers techniques sportif: CTS) という。スポーツ専門技術顧問指導員は、[図表 F-13](#) のとおり、2010年で合計1,683人いる。多くのスポーツ連盟は経済的に自立しておらず職員の採用機構をもたないなどの理由から、スポーツ専門技術顧問指導員制度が発達し、行政がスポーツ連盟に対して人的経済的支援をするようになった。また、同指導員は、スポーツ担当省の政策の実現のためにスポーツ運動組織との仲介的役割を果たし、研修教育、アンチ・ドーピング、スポーツ振興などの業務も行っている。指導管理者には、次の職がある。

① ナショナルテクニカルディレクター (Directeurs Techniques Nationaux: DTN)

ナショナルテクニカルディレクターは、高度に専門的なスポーツの技術を有し、場合によってはその種目のタイトルホルダーである者が関係するスポーツ連盟から指名され、スポーツ担当大臣の承認を経ることでその職に就くことができる。同ディレクターの主な任務は、ナショナルチームの指揮、全国的な研修会の開催、全国のおよび国際的な競技会の開催などがある。また、スポーツ連盟の会長を補佐する管理職的な能力も必要とされる。

②州専門技術顧問指導員 (Conseillers Techniques Regionaux:CTR)

州専門技術顧問指導員は、州レベルでスポーツ担当省の公務員と連携をはかりながらさまざまなスポーツ活動を推進することを任務とし、スポーツ担当省が採用し、スポーツ担当省の州の局長の監督のもとに置かれる。

③ナショナル・コーチ (Entraîneurs nationaux:EN)

ナショナル・コーチは、全国的国際的な競技会のためにナショナルチームをトレーニングすることを任務としている。

④国家専門技術顧問指導員 (Conseillers Techniques Nationaux:CTN)

スポーツ法典第 R. 131-16 条によれば、国家専門技術顧問指導員は、全国レベルで関係する連盟の指導管理者の研修教育、研究、調査、分析、活動の組織および発展、スポーツマンの指導などを行うことを任務としている。

以上のナショナルテクニカルディレクター、州専門技術顧問指導員、ナショナル・コーチ、国家専門技術顧問指導員をスポーツ専門技術顧問指導員 (CTS) という。さらに、次の職がある。

⑤オリンピック準備のための行政契約公務員 (préparation olympique:P0)

⑥スポーツ担当省にスポーツの技術および教育指導を行う行政契約公務員

⑦県専門技術顧問指導員 (Conseillers Techniques Départementaux:CTD)

(ただし、2010 年から県専門技術顧問指導員は、国の地方組織改革に伴いスポーツ担当省から県に管轄が移行した。)

図表 F-13 スポーツ指導管理者の数(スポーツ連盟の指導管理における女性の地位)(2009-2010)

	2009		2010	
	現行総数	うち女性	現行総数	うち女性
スポーツ専門技術顧問指導員 (CTS)	1,690	255	1,683	257
ナショナルテクニカルディレクター (DTN)	54	3	61	3
ナショナル・コーチ (EN)	347	39	352	42
州専門技術顧問指導員 (CTR)	1,289	213	1,270	212
スポーツ連盟の会長	115	11	121	5

出典: Ministère des Sports-Direction des Sports, Les chiffres-clés du sport, Décembre 2010

2) スポーツ指導者の職業免許資格制度

スポーツ指導者資格および免許制度が発達しており、特に法律に基づき資格免許を所持しなければ有償でのスポーツ指導を行うことはできない。無資格指導を行った場合には、刑罰等の罰則が科される。有償のスポーツ指導者としては、スポーツ担当省が交付する、次の資格免状がある。

- ① スポーツ教育者国家免許 (Brevet d'État d'Éducateur Sportif:BEES)
- ② 青少年・民衆教育・スポーツ職業免許 (Brevet Professionnel de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport:BPJEPS)
- ③ 青少年・民衆教育・スポーツ国家免許 (Diplôme d'État de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport:DEJEPS)

- ④ 青少年・民衆教育・スポーツ高等国家免許 (Diplôme d'État Supérieur de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport:DESJEPS)
 - ⑤ 青少年・スポーツ専門推進員助手職業適性免許 (Brevet d'Aptitude Professionnelle d'Assistant Animateur Technicien:BAPAAT)
 - ⑥ 推進・開発計画ディレクター国家免状 (Diplôme d'État de Directeur de Projet d'Animation et de Développement:DEDPAD) *
 - ⑦ 推進職国家免状 (Diplôme d'État relatif aux Fonctions d'Animation:DEFA) *
 - ⑧ 民衆教育・青少年専門推進員国家免許 (Brevet d'État d'Animateur Technicien de l'Éducation Populaire et de la jeunesse:BEATEP) *
- * DEDPAD、DEFA、BEATEP は、2010年に廃止

①スポーツ教育者国家免許 (BEES)

1972年より統一された国家免許制度であり、スポーツ教育者初級国家免許 (BEES1)、スポーツ教育者中級国家免許 (BEES2) およびスポーツ教育者上級国家免許 (BEES3) がある。本免許は、各スポーツ種目の指導に対応した国家免許であり、2010年時点で61種目の国家免許資格がある。初級 (BEES1) はスポーツの推進および入門指導のための免許、中級 (BEES2) はスポーツの技術指導のための免許、上級 (BEES3) はスポーツ教育者の最上級の資格で専門家・研究者など限られた者がもつ免許である。本免許を取得するためには、体育学・スポーツ科学の共通する専門知識、各種スポーツ種目に関する専門知識、論文および外国語の試験が課される。養成課程で所定の履修課程を修了した後で、各州で最終試験が実施される。

②青少年・民衆教育・スポーツ職業免許 (BPJEPS)

2001年に設置されたレベルIVの免状であり、アニメトール (animateur ; 推進員) の職業に従事するために必須の職業能力の所持を証明する免状であり、取得した専門の範囲内でアニメトール (推進員) の職業に従事できる。また、本免許は、特定の活動またはスポーツ種目ごとに交付される。現在15の特定活動部門が認められている。さらに、スポーツ教育者初級国家免許 (BEES1) および民衆教育・青少年専門推進員国家免許 (BEATEP) は、青少年・民衆教育・スポーツ職業免許に置き換えられることになった。この資格の変更は、スポーツの教育者としての免許から職業としての免許へ大きく免許の性質を転換するものである。

③青少年・民衆教育・スポーツ国家免許 (DEJEPS)

取得した分野の範囲内で技術コーディネーターまたはコーチの職業に従事する上での能力の所持を証明する免状である。本免許の中でスポーツの技術向上を専門とする資格は54種目ある。

④青少年・スポーツ専門推進員助手職業適性免許 (BAPAAT)

社会文化およびスポーツ部門で共通してレベルV (CAP、BEP、BEPC など) で認証される国家免状で、社会文化活動 (余暇活動) およびスポーツ活動の推進および指導管理のための初級レベルの資格である。本免許資格所持者は、スポーツ団体、社会センター、バカンスまたはツーリズム組織から雇用され、上級のレベルの資格 (青少年・民衆教育・スポーツ職業免許、青少年・民衆教育・スポーツ国家免許および青少年・民衆教育・スポーツ高等国家免許) を所持している指導管理者の責任のもとで推進の職務を遂行する。この資格の準備養成は、青少年・スポーツ・社会統合州局によって認可された研修教育センターで行われる。これらのスポーツ指導者資格免許は、図表 F-14 のとおり I から V のレベルに分けられ、それぞれの対応する職業と資格免許間の同等性が示されている。

図表 F-14 職業のレベルと資格免許の対応関係

レベル	定義	免状	対応する職業
V	職業教育免状(BEP)または職業適性資格(CAP)の研修教育と同等ならびに成人職業教育資格(CFPA)と同格のレベルの研修教育を求められる職務に従事する者	BAPAAT	アシスタントアニメーター
IV	職業資格(BP)、技術免許(BT)、職業バッカロレアまたは技術バッカロレアと同等の者	BPJEPS BEES1	社会文化アニメーター 社会・文化・スポーツアニメーター、スポーツアニメーター
III	技術短期大学学部修了免状(DUT)または高等技術免許(BTS)レベルの研修教育または高等教育第1課程修了を求められる職業に従事する者	DEFA DEJEPS	組織機構のディレクター 推進指導管理者
II	学士または修士と比較可能なレベルの研修教育を求められる職業に従事する者	DESJEPS DEDPAD BEES2	指導管理者、職業訓練官、高水準トレーナー計画ディレクター
I	修士以上のレベルの研究教育を求められる職業に従事する者	BEES3	専門家または研究者

出典：http://www.drdjs-franche-comte.jeunesse-sports.gouv.fr/rub_generale_02/DIPLONES_PRO.htm

各スポーツ指導者資格免許の2005年から2009年に交付された数は、図表F-15のとおりである。スポーツ教育者初級国家免許(BEES1)が減少し、それに替わる免許として青少年・民衆教育・スポーツ職業免許(BPJEPS)が増加している。職業資格全体では、添付資料図表F-15-1のとおり、総交付数が年々増加しており、1990年の7,343から2008年の16,648に2倍以上増加している。

図表 F-15 スポーツ担当省によって交付された「スポーツ・青少年・非営利社団生活」部門の専門免状の数

免状の性格とレベル		2005	2006	2007	2008	2009※1
スポーツ免状	レベル	10,069	10,072	10,108	10,468	11,444
BEES1 初級*	IV	7,814	6,624	6,684	5,383	4,627
BPJEPS** スポーツ専門	IV	1,643	2,798	2,996	4,347	4,775
DEJEPS 専門：スポーツ技術向上	III	0	0	2	156	1,467
BEES2 中級***	II	612	650	426	567	486
DESJEPS 専門：スポーツパフォーマンス	II	0	0	0	15	89
STAPS****, 学士(licence)以上	II および I	10,387	10,808	7,943	7,145	nd
社会スポーツ免状		1,144	245	949	899	912
BAPAAT	V	1,138	1,241	924	876	901
DEDPAD	II	6	4	25	23	11
推進免状		3,275	3,501	3,679	5,275	4,218
BEATEP	IV	2,397	2,005	1,192	676	0
BPJEPS** 専門：社会・文化推進	IV	537	1,178	2,162	2,596	2,884
DEJEPS 専門：社会・文化推進	III	0	0	42	1,214	878
DESJEPS 専門：社会・文化推進	II	0	0	12	543	263
DEFA		341	318	271	246	193

出典：Ministère des Sports-Direction des Sports et Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche (diplômes STAPS)

※2011年1月28日に収集したデータ。nd：利用できるデータがない。

* 中程度登山同伴者レベルIV国家免許（2009年に交付された286の免状）を含む。

** BPJEPSは、レベルIVのすべての免状、すなわちBEES1初級およびBEATEPから置き替えられる。

*** 山岳ガイド見習いレベルII国家免許（2009年に交付された38の免状）および高山ガイド国家免許(54 diplômes délivrés en 2009)を含む。

**** STAPS免状は高等教育・研究省によって交付されている。

これらスポーツ指導者の国家免許については、社会の現代化に関する法律（2002年1月17日制定）に基づいて、資格免許の取得のために、それまでの専門的な経験によって獲得された知識能力を認証する制度、経験獲得有効認証（Validation des acquis de l'expérience:VAE）制度が設置された。この制度は、労働法典および教育法典で認められた権利であり、条件に応じた審査を満たせば、過去の経験に基づいてスポーツ指導者に関する国家免許を取得することが可能となっている。スポーツ関連資格としては、上述のほかにも、国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）免状や、若い見習い実習生がスポーツ部門で賃金労働者として働きながら、見習い研修センター（centre de formation d'apprentis:CFA）で専門の職業免状を準備する場合がある。

3）スポーツ指導者の非職業資格制度

スポーツ指導者の非職業資格として、アニマトゥール（推進員）職適性免許（Brevet d'Aptitude aux Fonctions d'Animateur:BAFA）、ディレクター職適性免許（Brevet d'Aptitude aux Fonctions de Directeur:BAFD）、社会教育推進適性免許（Brevet d'Aptitude à l'Animation Socio-Éducative:BASE）がある。これら3つの免許のうちアニマトゥール（推進員）職適性免許がそのほとんどであり、約5万人に交付されている。職業免許よりも非職業免許のほうが多く交付されているといえる。（図表F-16）

この他に、国立大学の体育・スポーツ専門の学部として、身体的およびスポーツ的活動の科学・技術（Sciences et Techniques des Activités Physiques et Sportives:STAPS）が大学の教育研究単位として設置されている。この学部は、国民教育省の管轄に属し、高等教育機関として体育・スポーツの専門の学位を認定している。また、学部レベルの学士だけでなく、大学院レベルの修士および博士も授与している。

（4）スポーツ施設および環境整備施策

1）全国スポーツ施設数調査（Recensement des Equipements Sportifs:RES）

地域スポーツ施設に関する実態を把握し、スポーツ施設の地域間格差の是正や政策実施の評価を行うために全国スポーツ施設調査（RES）が実施されている。

2010年10月25日の全国スポーツ施設数調査によれば、スポーツ施設の数はいずれも図表F-16のとおりである。全体で259,012施設があり、運動競技場が最も多い。

2）スポーツ施設の政策課題と施策

スポーツ施設について、スポーツの多様性の確保、安全の確保、アクセシビリティ対策、国土における平等な開発、持続的な開発が優先的な政策課題となっている。

第1に、公衆に公開される行事に利用されるスポーツ施設の安全を確保するために、スポーツ施設場内の認可制度がある。地方の小規模スポーツ施設については、安全・アクセシビリティ県諮問委員会（Commission consultative départementale de sécurité et d'accessibilité:CCDSA）が、収容人員8,000人以上の屋内スポーツ施設および3万人以上の屋外スポーツ施設については、スポーツ場内安全全国委員会（Commission nationale de sécurité des enceintes sportives:CNSSES）が審査している。

第2に、権限を委任されたスポーツ連盟は、スポーツ競技会を開催することに関する権限を国から法律に基づき委任されてきたが、スポーツ施設の観客収容能力、テレビ放映権などの商事的な規則について規定が明白ではなかった。このため、スポーツ施設に係るスポーツ連盟の規則の制定および変更については、スポーツ施設連盟規則審査委員会（Commission d'examen des règlements fédéraux relatifs aux équipements sportifs:CERFRES）の意見に基づく評価の対象となっている。

第3に、障害者の権利および機会の平等、参加ならびに市民権に関する法律第2005-102号は、身体

的、感覚、認知、精神または精神のいかなる障害のタイプでも、公衆を受け入れる施設 (établissements recevant du public:ERP) の建築の配置がすべての人にアクセスできる建物でなければならないことを定めており、同法のスポーツ施設への適用がはかられている。

図表 F-16 フランスにおけるスポーツ施設の数

	数	(%)
スポーツ施設合計(自然スポーツに係るサイト・スペースを除く)	259,012	100%
運動競技場(サッカー、ラグビー、ホッケーなど)	44,498	17.2
テニスコート	42,064	16.2
ボウリング場	26,186	10.1
体育・スポーツ教育の施設	19,208	7.4
多目的スポーツホール	17,050	6.6
小規模集団競技の屋外運動場(バスケットボール、ビーチバレー、ハンドボール、バレーボール)	16,422	6.3
特定でないホール	14,946	5.8
特定のホールまたは広場	14,045	5.4
乗馬施設	11,233	4.3
健康活動施設	9,126	3.5
陸上競技施設	8,736	3.4
格技ホール	6,775	2.6
水浴場	6,332	2.4
射撃場	5,151	2.0
スケートパークおよび自転車フリースタイル	2,909	1.1
フリークライミング施設	2,843	1.1
その他	11,488	4.6

出典：Ministère des Sports-Direction des Sports, Recensement des Equipements Sportifs, données au 25 octobre 2010

(5) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

高水準スポーツマンの健康および世界ドーピング防止機構 (WADA) 規約の原則をスポーツ法典に合致させることに関するオルドナンス (臨時立法) (2010年4月14日制定) に基づき、国内法を世界ドーピング防止機構 (WADA) 規約に調和させる政策がとられている。また、2005年に採択されたスポーツにおけるドーピングに対する国際規約の批准を許可する法律 (2007年1月31日制定) に基づき、ユネスコ規約を批准し、国内法をユネスコ規約と調和させる政策がとられている。ドーピングに関する施策は、大きく取締りと予防に分けられる。

スポーツ選手がドーピング検査で陽性反応が出るなどドーピング禁止行為に違反した場合、またはドーピングコントロールの拒否および居場所情報の義務に違反した場合には、スポーツ連盟から行政上の制裁処分を受ける。また、禁止物質等を所持している場合、組織的にドーピング違反行為を行った場合、スポーツ選手に禁止物質・禁止方法を投与したり譲渡したり利用を唆した場合、禁止物質・禁止方法を生産、製造、輸出入し、不正に取引した場合には、刑法上の制裁処分を受ける。行政上の制裁処分は、まずスポーツ連盟が行う。ドーピングのコントロール、検体の分析、処分の審理、制裁までの手続については、独立行政機関であるフランスドーピング対策機構 (Agence française de lutte contre le dopage:AFLD) が行う。特に同機構は、①制裁の対象となる者がスポーツ連盟の登録証所持者でない場合、②スポーツ連盟が下した制裁処分を変更する場合、③スポーツ連盟が制裁処分を下さない場合、④スポーツ連盟の下した制裁処分を他のスポーツ連盟の制裁に拡張する場合に、処分を審査する。さらに、フランスドーピング対策機構の処分に不服がある場合には、裁判所に提訴することができる。

また、スポーツマンの健康を保護するためにスポーツマンの医学的な追跡調査が行われている。スポーツ選手は、スポーツ連盟に登録する場合またはスポーツ競技会に参加する場合には健康診断書の

証明が必要となっている。そして、医療診察時にドーピングの兆候を発見した医師は、そのことを報告する義務がある。さらに、高水準スポーツマンのドーピングの予防を目的としてドーピング予防医療所 (antennes médicales de prévention du dopage) が設置されている。

2) スポーツ紛争解決

スポーツ連盟、その加盟団体および登録証所持者の間で生じた紛争について、いずれかの当事者一方の申立に基づいて調停 (Conciliation) が行われている。また、このスポーツ調停は、フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) に付託され、司法上のすべての不服申立に先立って行われる。スポーツ調停は紛争当事者のどちらか一方の申立によって可能であり、調停前置主義が採用されていることから、調停件数が非常に多くなっている。さらに、調停が不成立に終わった場合でも、行政裁判所に上訴できる場合がある。これは、行政からの権限の委任に基づいてスポーツ連盟が下した決定は、行政行為とみなされ、行政裁判所の管轄となっているからである。

2009年の場合には、240件の調停の申請があった。このうち37件が不受理となり、受理された203件の調停事案のうち31件が調停案の提示前に和解に達した。172件の調停案のうち95件が合意され、65件が拒否された。調停により解決に至った紛争が63%あるとはいえ、調整型の調停によっても十分にスポーツの紛争解決が可能であるといえる。紛争が裁判に至ったケースは24件あり、紛争が不成立の事案の37%、全体の紛争の10%となっている。

3) 市民の保護ならびにスポーツの倫理・道徳の確保に関する施策

ヨーロッパ評議会による1992年の「スポーツ倫理綱領」、2003年の「スポーツにおけるレスビアンおよびホモセクシャルに関する勧告1635号」、2007年のIOCによる「スポーツにおけるセクシャルハラメントおよび濫用についてのコンセンサスに関する宣言」など、ヨーロッパでは性暴力等に関する問題への関心が高まってきている。このような動向に対応してスポーツ担当省とCNOSFは2007年にスポーツにおける性暴力の防止のキャンペーンを実施した。そして、2008年にスポーツにおける性暴力の防止に関する憲章 (Charte relative à la prévention des violences sexuelles dans le sport) を採択し、セクシャルハラメント防止に関する行動を実行している。

また、スポーツ担当省は、スポーツにおける無法な行為 (incivilités)、暴力およびあらゆる形態の差別を防止し、対策を講じることを優先課題としており、スポーツ活動における人種差別や暴力の防止対策がとられている。たとえばスポーツ担当省は、フランスサッカー連盟によるサッカーにおける反人種差別活動や反ユダヤ主義のための教育啓蒙活動・キャンペーンに対して助成を行っている。

さらに、スポーツ競技会においては、観衆がスポーツ選手、審判等に暴力を行った場合には、1年の拘禁および15,000ユーロの罰金に処することがスポーツ法典第L.332-6条に定められている。また、スポーツ行事暴力防止全国委員会 (Commission nationale consultative de prévention des violences lors des manifestations sportives) が設置されている。

4) 事故補償・安全対策・保険関連施策

スポーツ実践に関する事故防止対策と本質的な危険に関する情報提供キャンペーンが実施されている。たとえば、冬山に対する危険の防止に関しては、「あなたのスピードを抑えて」、「谷側のスキーヤーに注意して」などのキャンペーンがある。また、「ゲレンデでとられるよい行動の5つのルール」(身体的条件・他人の尊重、追い越し、ゲレンデへの進入、徒歩での上り下り、ゲレンデでの不必要な滑降のストップ) がポスター等で掲示されている。夏山に対する危険の防止に関しては、「安全に夏山に出かけるために」が25万部発行され、観光協会などで配布されている。

マウンテンバイクの山下りに対する危険の防止に関しては、「よく準備してマウンテンバイクを楽し

もう」のポスターが配布されている。また、スポーツ担当省は、フランス自転車指導員協会、マウンテンバイカー財団およびフランス自転車連盟による安全指導のためのビデオをインターネットで公開している。水上でのレジャーに対する危険防止に関しては、2009年に「海、湖、川を学ぶ」というキャンペーンで安全の防止、環境を大切にする行動の促進、水上活動の規則などが情報提供されている。

(6) スポーツ産業関連施策

1) プロスポーツ関連施策

フランスにおいては、アマチュアスポーツ団体とプロスポーツ団体は組織として分かれておらず、スポーツ組織として単一のモデルをとっている。従って、プロスポーツ団体は、該当するスポーツ種目を管轄するスポーツ連盟の組織の下にあり、さらにスポーツ担当省の管轄の下にある。スポーツ法典第L. 132-1条に基づき、権限を委任されたスポーツ連盟は、連盟に加盟しているスポーツ非営利会社およびスポーツ会社の職業的な性質を有するスポーツ活動のために、プロフェッショナルリーグを設立することが認められている。また、このプロフェッショナルリーグとスポーツ連盟との間の関係は政令で規定されている。特にスポーツ連盟は、プロフェッショナルリーグに所属するスポーツ非営利会社およびスポーツ会社の法的および財政的な監督をするための機関を設置し、当該団体がスポーツ連盟の組織する競技会等に参加する条件を満たしているかどうかを監督する。

プロスポーツクラブは、プロスポーツ選手を雇用し、一定の収益をあげる場合には、スポーツ法典に定める特別なスポーツ会社制度に服し、経営難の予防、商業主義的な資本による介入からの保護、会計の監査と透明性の確保、不正の防止などの措置を講じなければならない。

プロスポーツ選手については、その労働環境を整備するために、プロスポーツ選手の代表組織と雇用団体間において団体協約が締結され、プロスポーツ活動における例外的な有期労働契約が認められ、スポーツ代理人の資格および活動の規制が行われている。

スポーツ行事および競技会については、その営業権をスポーツ連盟が所有し、プロフェッショナルリーグおよびスポーツ会社との間でその権利関係を取り決めることになっている。

2) スポーツ雇用対策

フランスではスポーツ分野の賃金労働者数が増加傾向にあり、スポーツ分野の雇用が将来35万人程度創出できることを予測して、スポーツの雇用創出策が行われている。フランスでは、雇用創出の観点からスポーツが重要な社会的経済的な分野として考えられている。全国商工業雇用組合連合(UNEDIC)の調査データによれば、フランスではスポーツの性質を有する多様な経済的活動におけるスポーツ関連の賃金労働者数が2004年の17万2,635人から2009年の18万3,727人へと増加傾向にある。特にスポーツの製造、小売業者関連の賃金労働者数が減少傾向にある中で、スポーツ活動の指導をする者等の賃金労働者数が増加していることを指摘できる(図表F-17)。

このため、スポーツ担当省は、1996年からスポーツ雇用計画(Plan sport emploi)を実施している。この計画は、スポーツ団体の管理運営を専門的な職業として定着させるために、スポーツ団体がスポーツ指導者や管理者を採用する場合に5年間の補助金を交付するものである。5年間の補助金の額は、1年目が1万ユーロ(約120万円)、2年目が7,700ユーロ(約89万円)、3年目が4,600ユーロ(約53万円)、4年目が3,100ユーロ(約36万円)、5年目が1,600ユーロ(約18万円)と徐々に減額されるシステムになっている。このスポーツ雇用対策は、スポーツの専門職業化政策であると同時に、身体的およびスポーツ的活動の科学・技術(STAPS)などの大学の専門課程を卒業してスポーツ関連の免許を所持する者に対する失業対策としての側面もあるといえる。また、国とスポーツ連盟との間で雇用目標計画が締結され、この雇用目標計画に応じて国が助成を行う。この計画に基づいてスポーツ連盟の幹部職員等の雇用が確保されている。

図表 F-17 スポーツの性質を有する多様な経済的活動における賃金労働者数の推移 (2004-2009) (人)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009
すべてのスポーツセクター	102,163	102,423	104,875	110,414	112,064	116,830
スポーツに関連する活動	93,244	93,250	95,584	101,021	102,757	107,888
スポーツ施設設備の管理	16,001	16,524	15,947	16,463	15,842	15,992
スポーツクラブの活動	74,946	74,296	76,058	78,240	79,372	83,878
身体文化センターの活動	382	477	734	1,471	2,193	2,414
スポーツに関連するその他の活動	1,915	1,953	2,845	4,847	5,350	5,604
スポーツ種目および余暇活動の教育	8,919	9,173	9,291	9,393	9,307	8,942
スポーツ関連製造・小売業等	70,472	70,835	72,435	72,862	69,740	66,897
レジャー用の船の建造	8,677	9,188	9,810	10,039	9,646	7,992
自転車および身体障害者用車両の製造	3,175	2,870	2,716	2,545	2,330	2,125
スポーツ用品の製造	7,334	7,032	6,302	6,259	5,458	5,205
特定の店のスポーツ用品の小売業	49,709	50,243	52,082	51,958	49,901	49,277
余暇およびスポーツ用品の賃貸借	1,577	1,502	1,525	2,061	2,405	2,298

出典: UNEDIC, fichier de la statistique annuelle des établissements affiliés : données au 31 décembre de chaque année

スポーツまたは推進部門で団体に対して助成がなされる特殊雇用契約のタイプとしては、就労指導契約 (contrats d'accompagnement dans l'emploi:CAE) と将来契約 (contrats d'avenir:CAV) の 2 つがある。2005 年以降のスポーツ関係団体における特殊雇用契約数は、図表 F-18 のとおりである。なお、就労指導契約および将来契約は、2010 年で廃止され、現在では統一参入契約 (contrat unique d'insertion:CUI) に統合されている。

また、スポーツ雇用計画による青少年の雇用の状況は、図表 F-19 のとおりである。

図表 F-18 措置の実施以来生じた就労指導契約 (CAE) および将来契約 (CAV) の数 (2005)

雇用する団体のタイプ	CAE	CAV	合計
レクリエーション活動およびスポーツ活動	37,410	4,719	42,129
教育活動	43,310	6,187	49,497
その他の団体	100,674	27,293	127,967
合計	181,394	38,199	219,593

出典 : CNASEA/DARES

(2010 年 6 月 30 日調べ)

図表 F-19 「青少年・スポーツ」分野の青少年雇用の人数

雇用者の カテゴリー	契約のタイプ	社会文化 アニマトゥール	スポーツ アニマトゥール	その他の アニマトゥール または教育者	地域開発 アニマトゥール	団体管理助手	その他	合計
合計	合計	1,526	2,014	2,819	1,503	1,318	665	9,845
	有期契約	668	683	1,283	526	414	239	3,813
	無期契約	858	1,331	1,536	977	904	426	6,032
団体	合計	1,274	1,925	2,303	1,291	1,254	630	8,677
	有期契約	425	602	821	334	366	209	2,757
	無期契約	849	1,323	1,482	957	888	421	5,920
地方公共団 体	合計	199	73	355	133	33	30	823
	有期契約	197	73	349	133	32	29	813
	無期契約	2	0	6	0	1	1	10
その他	合計	53	16	161	79	31	5	345
	有期契約	46	8	113	59	16	1	242
	無期契約	7	8	48	20	15	4	99

出典 : fichier CNASEA/DARES. Traitement : Mission Statistique - Ministère de la Jeunesse, des Sports et de la Vie Associative (mai-2007)

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) フランスオリンピック・スポーツ委員会

(Comité national olympique et sportif français:CNOSF)

①設立背景・特徴

フランスオリンピック・スポーツ委員会 (Comité national olympique et sportif français:CNOSF) は、1972年に全国スポーツ委員会(Comité national des sports:CNS) (1908年設立)とフランスオリンピック委員会(Comité olympique français:COF) (1952年にCNSから独立して設立)が統合し、公益性承認非営利社団として設立された。2011年現在、同委員会は、スポーツ法典第1編第4章第1節の第L.141-1条から第L.141-5条に規定され、法律に基づきフランスにおけるスポーツ運動組織(movement sportif)を代表する地位と権限が認められている。

フランスオリンピック・スポーツ委員会の任務は、次のとおりである。

- | |
|---|
| ①公行政の監督の下にフランススポーツを代表すること |
| ②オリンピック・スポーツを規律している諸規則を遵守させること |
| ③フランスのスポーツ選手のオリンピック大会への参加を確保すること |
| ④計画に基づいてスポーツ選手の競技力向上を奨励すること |
| ⑤加盟するスポーツ連盟に対して有効な助成を行うこと |
| ⑥裁判外のスポーツ専門の紛争解決機関である調停人会議を設置しスポーツ調停を行うこと |

また、フランスオリンピック・スポーツ委員会の事業活動は、次の6事項に大きく分かれている。

項目	活動内容
①スポーツと社会	団体、ボランティア、文化活動、教育活動、雇用、研修教育、資格などの促進
②スポーツと地域	地域におけるスポーツの推進、施設整備、地方公共団体との協働、持続的な環境と開発
③スポーツと高水準	高水準スポーツに関する活動、オリンピック等国際的イベントの開催および招致活動
④スポーツと実践の多様性	企業スポーツの支援、キャリア支援、健康、社会への連帯・統合、セクハラ防止、暴力対策、女性や障害者の機会の平等のための活動
⑤医事委員会	ドーピング対策や健康に関する医科学的な活動
⑥国際関係	主に欧州評議会、ドイツとの国際関係

②組織構成

フランスオリンピック・スポーツ委員会は、スポーツ連盟、スポーツ団体、スポーツクラブおよびその会員から構成され、96のスポーツ連盟と17万5,000のスポーツ団体が加盟している。

地方組織として、28の州オリンピック・スポーツ委員会(Comité régional olympique et sportif:CROS)、96の県オリンピック・スポーツ委員会(Comité départemental olympique et sportif:CDOS)、3つの海外県オリンピック・スポーツ委員会(Comité territorial olympique et sportif:CTOS)がある。

同委員会の内部組織は、指揮機関、諮問機関および関連組織から構成されている。

指揮機関には、総会、理事会、執行部、会長がある。総会は、フランスオリンピック・スポーツ委員会の総合的な政策を決定し監督する。毎年開催され、同委員会の管理、倫理および財政の状況に関

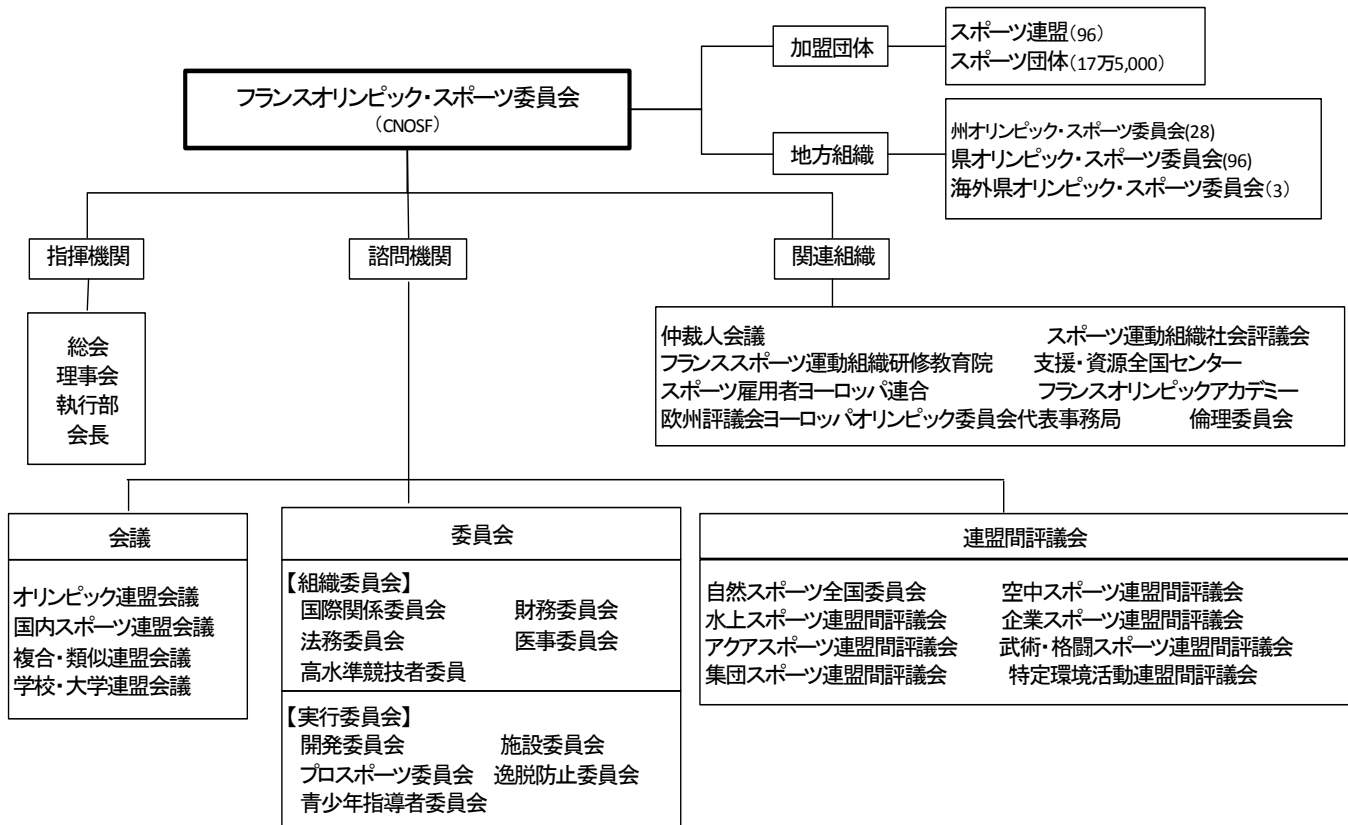
する年次報告を審査する。また、理事および会長を選出する。

理事会は、総会で決定された同委員会の総合的な政策を実施する。また、執行部によって行われる同委員会の管理運営を監督する。理事は、合計で45名おり、そのうち43名が2009年5月19日の総会で選出された理事であり、残りの2名がフランス人の国際オリンピック委員会（IOC）委員である。

執行部は、フランスオリンピック・スポーツ委員会の名のもとに同委員会の広範囲な日常の管理運営業務を行う。会長、事務局長、経理局長を含む7人から構成される。他の執行部役員は、副会長として各部局を代表している。さらに、会長を補佐するために若干名の副会長を執行部の会議に参加させることができる。会長は、4年ごとに総会によって選出される。

なお、諮問機関には、図表F-20のとおり、会議、委員会、連盟間評議会がある。会議としては、4つの会議がある。委員会には、大きく分けて2つの委員会（組織内委員会、実行委員会）があり、それぞれに5つの会が含まれる。連盟間評議会は、8つの会で構成されている。

図表 F-20 フランスオリンピック・スポーツ委員会組織図



出典：CNOSF 資料より作成

③予算

フランスオリンピック・スポーツ委員会の2009年の年次活動報告書によれば、2010年度および2011年度の予算は、図表F-21のとおりである。支出の内訳をみると、スポーツと高水準、運営、大規模イベントの順で支出が大きい。収入は、国立スポーツ振興センター（CNDS）からの助成が多く、行事用と運営用の収入の合計額は2009年度予算の52.9%にあたる。また、収入の項目別では、マーケティング収入が最も大きい。

図表 F-21 フランスオリンピック・スポーツ委員会 2010 年度および 2011 年度予算(単位:ユーロ)

支 出	2010	2011
運営	3,604,800	3,187,600
管理・財務局	1,528,700	1,636,700
マーケティング	1,525,000	1,610,000
コミュニケーション	990,000	1,080,000
大規模イベント	2,617,000	763,000
テレビ	850,000	—
国際関係	555,000	351,000
スポーツと地域	1,047,500	1,157,500
スポーツと社会	807,500	801,000
スポーツと多様性	614,000	709,000
スポーツと高水準	4,216,533	1,313,000
合 計	18,356,033	12,608,800
収 入		
スポーツ運動組織財源(CIO,COE…)	329,000	149,600
CNDS 運営費用	5,100,000	5,200,000
CNDS 行事用	4,349,333	730,000
マーケティング	6,681,400	5,835,000
その他の補助金	246,700	246,700
その他の CNOSF の財源	1,149,600	947,500
合 計	17,856,033	13,108,800

出典：CNOSF, Rapport d'activités 2009, p.45.

(http://franceolympique.com/files/File/publications/Rapport_annuel/RapportAnnuelCNOSF2009.pdf)

④その他

(a) 知的財産権の所有

フランスオリンピック・スポーツ委員会は、国内オリンピック委員会としての地位もあり、国内のオリンピックのエンブレムの所有者、オリンピックのモットー、賛歌、シンボルならびに「オリンピック競技大会」および「オリンピアド」の言葉の受寄者 (depositaire) であり、知的財産権があることがスポーツ法典により認められている。

(b) Podiums 2010 du sport français

フランスのオリンピックおよび世界選手権等の国際的な競技成績については、「podiums 2010 du sport français」として、競技別、個人別、地域別等に分けて詳細な結果が報告分析されている。

(2) 国内スポーツ連盟

スポーツ連盟とは、1つまたは複数のスポーツ種目の実践を目的としたスポーツ非営利社団（後述）の連合会のことである。スポーツ連盟は、非営利社団契約に関する法律（1901年7月1日制定）に従って、法律上の非営利社団（association）として設立される。また、スポーツ連盟は、完全に独立してその活動を行うことが保障されている（スポーツ連盟の種類と数については添付資料図表F-4-1を参照）。

スポーツ連盟は、その構成員として次のものを統合することができる。①スポーツ連盟が登録証を直接交付する個人、②スポーツ連盟の1つまたは複数のスポーツ種目の実践を目的とし、スポーツ連盟が登録証を交付することを許可する営利組織（organismes à but lucratif）、③スポーツ連盟の1つまたは複数のスポーツ種目の実践を目的としないが、当該の1つまたは複数のスポーツ種目の発展に貢献する組織、④スポーツ会社。

スポーツ連盟には、「認可された連盟」（Fédérations agréées）と「権限を委任された連盟」（Fédérations délégataires）がある。「認可された連盟」とは、公役務の任務の執行に参加するために、特定の義務的な規定（obligatoires des statuts）および標準規則（règlement type）に従う懲戒規則（règlement disciplinaire）を含む定款を採用した連盟に対してスポーツ担当大臣によって認可（agrément）が交付されるスポーツ連盟のことである。この定款の義務的規定および標準懲戒規則（règlement disciplinaire type）は、フランスオリンピック・スポーツ委員会の意見を経た後にコンセイユ・デタ（国務院）の議を経たデクレ（政令）によって定められる。認可された連盟は、身体的およびスポーツ的活動の発展と民主化に関する公役務の任務の実行に参加することが認められている。また、「認可された連盟」は、①義務的な規定に従ってその権限の一部を全国規模の機関、または州・県レベルの機関に委任する（confier）こと、②任務の執行を監督し、特に前段の機関の管理および会計に関する書類にアクセスすること、③国の職員（personnels）および国から報酬を受ける公官吏（agents publics）の地位を有するスポーツ専門技術顧問指導員（conseillers techniques sportifs）によって任務が行われること、④加盟している非営利社団または当該社団内の同意を得た特定の部門のために、生産物または役務の購入または販売に関するあらゆる集团的利益契約（contrat d'intérêt collectif）を締結することができる。

「権限を委任された連盟」とは、各スポーツ種目において、一定の期間につき、1つの認可された連盟だけがスポーツ担当大臣から権限の委任を受けるスポーツ連盟のことである。「権限を委任された連盟」は、①国際的、全国的、州のまたは県の選手権が交付されるスポーツ競技会を組織すること、②対応する選抜を行うこと、③高水準のスポーツマン、コーチ、審判およびジャッジの名簿、エスポワール・スポーツマン※の名簿ならびにトレーニングパートナーの名簿への登録を提案する権限が委任されている。また、「権限を委任された連盟」は、①その種目に適した競技規則、②その登録証所持者に公開されるあらゆる行事の組織に関する規則、③組織されるスポーツ競技会の参加のために必要なスポーツ施設の規準（normes）に関する連盟規則の施行条件（conditions d'entrée en vigueur）を定めることができる。さらに、唯一「権限を委任された連盟」だけが、①1つまたは複数のスポーツ種目名の後に続けて「フランス連盟」または「全国連盟」の名称（appellation）を使用すること、②「フランスチーム」および「フランスチャンピオン」の名称を授与しまたは授与させること、③その定款、契約、書類または広告（publicités）においてそれを記載させることができる。

※エスポワール(espoir)とは、高水準スポーツマンの登録要件を満たしていないが、ナショナルテクニカルディレクターが有望選手としてその能力を認めた選手のことである。

2. その他のスポーツ組織

(1) 市町村スポーツオフィスとその全国連盟

フランスには市町村（コミューン）の数が3万以上あり、その多くは人口規模が小さいため、それぞれの市町村の行政組織のレベルでは十分な行政サービスを提供することができない。このため、フランスでは市町村スポーツオフィス（Office municipal des Sports:OMS）という民間のスポーツ組織が全国的に設置され、地域スポーツの振興を行っている。また、この市町村スポーツオフィスの全国的な連合組織として、市町村スポーツ組織全国連盟（Fédération nationale des offices municipaux du sports:FNOMS）がある。なお、市町村スポーツオフィスは、地域にスポーツ医療センター（Centres de medecine du sport:CMS）を設置している。

3. スポーツ団体

(1) スポーツ非営利社団

スポーツ非営利社団（associations sportives）とは、スポーツを目的として非営利社団契約に関する法律（1901年7月1日制定）の規定に従って設立された非営利社団（associations）のことであり、地域のスポーツクラブやスポーツ連盟が該当する（スポーツ非営利社団であるスポーツクラブの数については添付資料図表F-4-1を参照）。一般の非営利社団には、無届非営利社団、届出非営利社団、公益性承認非営利社団の別がある。さらに、スポーツ非営利社団には、一般のスポーツ非営利社団のほかに、学校および大学のスポーツ非営利社団、障害者のためにスポーツ非営利社団、企業のスポーツ非営利社団などの別がある。スポーツ非営利社団は、条件に基づき認可された場合に国の援助を受けることができる。この認可基準では、スポーツ非営利社団は民主的な運営、管理の透明性および執行機関（instance dirigeantes）への男女の平等なアクセスの保証を定款規則に定めることが求められている。また、「認可された連盟」から交付された登録証の所持者であり、当該連盟またはそれに加盟する非営利社団の中でボランティアとして管理および指導の職務を遂行するスポーツ非営利社団の指揮者（dirigeants：指導的立場にある者）は、その職務に関連した研修教育を受けるために、労働法典第L.931-1条に定める条件に従って休暇の利益を受けることができる。

職場におけるスポーツ非営利社団（associations sportives sur le lieu de travail）は、公行政および公施設においては、公務員の権利および義務に関する法律（1983年7月第83-634号）の規定の範囲内で、一般の企業では労働法典の規定の範囲内で設立されることが認められている。

(2) スポーツ会社

スポーツ連盟に加盟するすべてのスポーツ非営利社団は、コンセイユ・デタ（国務院）の議を経たデクレ（政令）によって定める限度額を超える収入のある有料のスポーツ行事の組織に習慣的に参加するか、または総額がコンセイユ・デタ（国務院）の議を経たデクレ（政令）によって定める額を超える報酬で何人かのスポーツマンを雇用する場合には、これらの活動の管理のために商法典に従う商事会社としてスポーツ会社（sociétés sportives）を設立しなければならない。また、この収入額および報酬額が限度以下のスポーツ非営利社団であっても、その経済的活動の管理のためにスポーツ会社を設立できる。スポーツ会社の定款は、政令によって定める標準定款に従わなければならない。

スポーツ会社の形態は次の3つがあげられる。①有限責任スポーツ一人企業（entreprise unipersonnel sportive）、②スポーツ目的株式会社（sociétés anonyme à objet sportif）、③プロフェッショナルスポーツ株式会社（sociétés anonyme sportives professionnelle）。

スポーツ目的株式会社は、その資本が記名式株式によって構成され、資金を公募することができない。また、指揮機関に選任された者は、職務の名目で報酬を受けとることができない。スポーツ非営利社団は、設立したスポーツ目的株式会社の資本金と総会における議決権の少なくとも3分の1を保

有する。行政庁は、スポーツ目的株式会社の議決権を与えまたは資本参加を可能にするあらゆる名義の譲渡について、その条件または効果が規定に反する場合には反対することができる。同一の私人が、同じスポーツ種目を対象とするスポーツ目的株式会社1社以上について、商法典第L. 233-16条の意味での監督 (controle) を保持することは禁止されている。スポーツ会社において資本参加を可能にするかまたは議決権を与える名義の所持人は、同じスポーツ種目を対象とする別のスポーツ会社に対する貸借に同意すること、スポーツ会社のために保証人 (caution) になること、保証金供託 (cautionnement) を提供することが禁止されている。さらに、有限責任スポーツ一人企業およびスポーツ目的株式会社の利益は、準備金の設定に充当され、いかなる配分の対象とすることもできない。

(3) 地方スポーツ公私資本混合会社 (sociétés d'économie mixte sportives locales)

上述のスポーツ会社の規定に関わらず、1999年12月29日以前に設立された地方スポーツ公私資本混合会社は、以前の法制度を保持することができる。地方スポーツ公私資本混合会社は、地方公共団体およびその団体がスポーツ公私資本混合会社の資本に参加する会社のことである。この地方スポーツ公私資本混合会社は、会社の定款および資本に関する規定はスポーツ会社の規定が適用される。

(4) スポーツ団体のガバナンス

フランスのスポーツ団体は、スポーツ法典等の関係する法律に基づいて特別な地位と権利義務が認められた特別な法人として規律され統制されている。スポーツクラブやスポーツ連盟がスポーツ運動組織の構成団体となるためには、まず、法律上のスポーツ非営利社団として設立されなければならない。また、フランスオリンピック・スポーツ委員会、スポーツ連盟、スポーツ会社など、それぞれの団体の任務と目的に応じて特別な法令に基づき義務的な定款等の内部規則を定めなければならない。

特に、スポーツ連盟の行為は、公役務の任務の執行に参加しているとみなされ、さらに権限の委任に基づき特別な公権力の特権を有している。このため、スポーツ連盟の行為や決定は行政行為としての性格が認められており、スポーツ連盟の下した決定に不服がある場合には行政裁判の対象となる。また、スポーツ連盟は、特定のスポーツ種目または活動についてスポーツの振興を担う公益的な団体として国からの認可を受けなければその法的地位を行使することはできず、国からの助成の対象にもならない。スポーツ連盟が国から認可されるために採用しなければならない義務的規則としては、会の目的、組織構成、総会、会長、指揮機関、会計監査、情報公開、定款変更、解散、民主的運営、会計の透明性、男女平等アクセスなどを定める必要がある。さらに、スポーツ連盟内で懲戒処分を下す場合の標準懲戒規則として、内部の懲戒機関の手続き、ドーピング違反者に対する懲戒処分に関する特別な規定を定める必要がある。

4. その他

(1) スポーツ界全体とスポーツ行政の連携

国とスポーツ運動組織の間には共存・協力の原則がある。そして、この両者のパートナーシップ関係は、両者の代表であるスポーツ担当省とフランスオリンピック・スポーツ委員会の間で結ばれている。

2002年には、国とスポーツ運動組織の代表者からなるスポーツ全国会議 (Etat généraux de sport) が開催され、①スポーツにおける国の役割、②連盟モデルの将来、③スポーツの社会的教育的機能、④スポーツと地域、⑤プロフェッショナルスポーツの位置、⑥スポーツと健康について、今後のスポーツ政策のあり方が協議され、基本原則が示された。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

障害者スポーツは、スポーツ担当省が担当し、重要な施策の1つとして諸施策が実施されている。また、フランスろう者スポーツ連盟 (Fédération sportive des sourds de France) が1918年に設立されておりフランスの障害者スポーツの歴史は古い。現在ではフランスの障害者スポーツに関する全国的な連盟としては、フランス障害者スポーツ連盟 (Fédération française handisport: FFH) (後述) とフランスアダプテッドスポーツ連盟 (Fédération française du sport adapté: FFSA) (後述) がある。

法令上は、障害者基本法 (1975年6月第75-534号) によって障害者のための教育、労働、給付、生活保障、社会生活の助成などが統合的に規定され、障害者のために住居を保持する原則や建物へのアクセスを可能にする権利が定められ、スポーツに関しても同法第1条で障害者のスポーツおよび余暇への参加が国の責務であることが定められている。また、体育およびスポーツの発展に関する法律 (1975年10月第75-988号) 第23条において、スポーツ施設が身体障害者に開放され最適利用されることが確保されるように設計されなければならないことが定められている。現行のスポーツ法典においても障害者スポーツに関する諸理念諸措置が定められており、フランスにおいてはヨーロッパの障害者スポーツ政策とも対応して、障害者スポーツに関する法の整備が進められてきたといえる。

特に2003年の「障害者ヨーロッパ年」およびパリ世界陸上における障害者大会の開催を契機として、スポーツ担当省は障害者のスポーツの参加促進を奨励する諸施策を本格的に実施している。このような措置が取られるようになった背景には、スポーツが単なる個人的な活動としての意味をもつだけでなく、社会的統合、職業的統合、連帯および希望の場としての価値があり、障害者のためにも大切な存在であることを国が認めるようになってきたからであるといえる。また、障害者の統合を奨励するスポーツ政策を実施することは、スポーツの世界における真の「文化的革命」を引き起こすことにつながると考えられている。2008年北京パラリンピック大会後は、高水準の障害者スポーツやパラリンピック大会の参加にも力が注がれるようになってきている。

(2) 障害者スポーツの現状

障害者スポーツ連盟に加盟しているスポーツクラブの数をみると (図表 F-22)、2008年でフランス障害者スポーツ連盟 (FFH) が981団体、フランスアダプテッドスポーツ連盟 (FFSA) が791団体となっている。加盟クラブ数は、2007年に比べて前年度比で前者が22.5%、後者が5.5%の伸びを示しており、クラブ組織も拡大してきている。さらに、その他の国内のスポーツ連盟においても、障害者と関係するスポーツ活動が展開されている。

図表 F-22 障害者スポーツ連盟に登録しているスポーツ団体の数 (2008)

2008年に認可された連盟	2008年のスポーツ団体		2007年報告	07/08割合
	クラブ	認可された職業施設	クラブ	クラブ
フランス障害者スポーツ連盟	981	0	801	22.5%
フランスアダプテッドスポーツ連盟	791	0	750	5.5%

出典：スポーツ担当省によって認可されたスポーツ連盟に関する国勢調査 (2009年11月30日のデータ)

フランスにおける 2 つの障害者スポーツの全国的な連盟に関する統計データをみると（図表 F-23）、2008 年のフランス障害者スポーツ連盟の登録証所持者が 2 万 2,372 人、その他の参加資格者が 1,750 人、合計で 2 万 4,122 人、フランスアダプテッドスポーツ連盟の登録証所持者が 3 万 2,787 人、その他の参加資格者が 6,992 人、合計で 3 万 9,779 人おり、総計で約 6 万 4,000 人が連盟に参加し何らかの活動を行っている。2007 年のデータと比べると前年比で 20%以上の増加を示しており、2 つの連盟の登録会員の数は急速に増加しているといえる。

図表 F-23 障害者スポーツ連盟別の会員数（2008）

2008年に認可された連盟	登録証所持者 (licences)数	その他の参加 資格者(ATP)	2008合計 (licences+ATP)	2007報告 (licences+ATP)	07/08割合 (licences+ATP)
フランス障害者スポーツ連盟	22,372	1,750	24,122	19,307	24.9%
フランスアダプテッドスポーツ連盟	32,787	6,992	39,779	32,929	20.8%

出典：スポーツ担当省によって認可されたスポーツ連盟に関する国勢調査（2010年6月23日のデータ）

（3）障害者スポーツの組織構造

1）障害者スポーツ担当行政組織

フランスでは、スポーツ担当省によって障害者スポーツに関する施策が展開されている。スポーツ省において障害者スポーツを担当する部局は、スポーツ局の地域活動準局の複合スポーツ連盟・自然スポーツ活動・リソース拠点課である。特にスポーツ担当省は、国内リソース拠点として「スポーツと障害」拠点を設けて、障害者スポーツの振興をはかっている。また、スポーツ担当省の地方部局が置かれている青少年・スポーツ・社会統合州局(DRJSCS)および省庁間県局(DDI)には、スポーツと障害に関するネットワーク組織が置かれている。また、スポーツ担当省および国立スポーツ振興センター(CNDS)は、フランスの障害者スポーツに関する全国的な連盟等に対して財政的および人的な助成を行っている。

高水準の障害者スポーツについては、スポーツ担当省によって実施されている政策の中に統合されている。スポーツ担当省は、1994年にフランスの障害者スポーツの競技者で最上位のクラスの者を、パラリンピックに参加する競技者として高水準スポーツマンのリストに登録するようになった。また、この高水準の障害者スポーツ競技者は、その他の一般の高水準スポーツ競技者と同じように公的な財政支援を受けている。たとえば、パラリンピック競技大会でメダルを取った競技者が受け取る奨励金の増額なども行われ、2008年北京パラリンピック大会からは、高水準の障害者スポーツマンの報奨金の額がオリンピック大会の高水準スポーツマンと同額となった。

2）障害者スポーツ団体

フランスオリンピック・スポーツ委員会に加盟し、スポーツ担当省から国内スポーツ連盟として認可されている国内の障害者スポーツ連盟は、フランス障害者スポーツ連盟とフランスアダプテッドスポーツ連盟である。

①フランス障害者スポーツ連盟（Fédération française handisport : FFH）

フランス障害者スポーツ連盟（FFH）は、身体障害者（personnes handicapées physiques）および視覚障害者（personnes handicapées visuelles）によって実践されるすべてのスポーツ種目について管轄する権限をスポーツ担当大臣から委任されている。同連盟は、1954年に設立されたフランス負傷者協会（Association des Mutilés de France）が1963年にフランス身体障害者スポーツ連盟

(Fédération Sportives des Handicapés Physiques de France:FSHPP) となり、さらに1968年にフランス身体障害者のためのスポーツ連盟 (Fédération française de Sports pour Handicapés Physiques:FFSHP) となり、1977年にその名称がフランス障害者スポーツ連盟 (FFH) に変更されたものである。同連盟は、1973年にフランスオリンピック・スポーツ委員会の加盟団体となり、また1983年に公益性が承認された。約3万5千人の実践者がおり、陸上競技、バスケットボール、ウェイトリフティング、水泳、柔道、乗馬、サイクリング、アルペンスキー、ノルディックスキー、フェンシング、アーチェリー、テニス、卓球および射撃スポーツを障害の性質や程度に応じて特別な用具を用いて実践すること等を認可している。また、高水準スポーツ全国委員会の各会議に参加することが認められており、予算配分等について発言権が与えられている。

②フランスアダプテッドスポーツ連盟 (Fédération française du sport adapté : FFSA)

フランスアダプテッドスポーツ連盟 (FFSA) は、知的障害または適応障害のある者 (personnes atteintes d'un handicap mental ou de troubles de l'adaptation) によって実践されるすべてのスポーツ種目について、スポーツ担当省から権限を委任され、公益性を承認された国内スポーツ連盟である。同連盟に加盟するスポーツマンは、障害の程度に応じて (余暇としてのスポーツ、競技スポーツ、統合されたスポーツなど) 多様な実践形態を伴った約20のスポーツ種目を実践している。

③フランスろう者スポーツ連盟 (Fédération sportive des sourds de France : FSSF)

1918年に設立されたフランスろう者スポーツ連盟 (Fédération sportive des sourds de France : FSSF) は、州間レベル、全国レベル、ヨーロッパレベルおよび国際レベルでろう者 (sourds) または難聴者 (malentendants) のためのスポーツ大会を組織・監督し、準備等行ってきた。ただし、2008年に運営上の問題があり、現状ではフランス障害者スポーツ連盟に統合されている。

また、1924年にフランスで聴覚障害者のスポーツ競技会を統括する団体として国際ろう者スポーツ委員会 (Comité International des Sports des Sourds:CISS) が設立されている。この国際委員会は、国際パラリンピック委員会から脱退してデフリンピックと称する独自の国際大会を運営して発展してきている。ただし、現在フランスからの参加はない状況である。

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 身体的及びスポーツの活動の組織及び促進に関する法律第2005-102号 (2005年2月11日制定)

フランスでは障害者基本法 (1975年6月30日制定) ならびに体育及びスポーツの発展に関する法律 (1975年10月第75-988号) に障害者スポーツに関する規定が定められた後は、まず身体的及びスポーツ的活動の組織及び促進に関する法律 (1984年7月第84-610号) 第1条でスポーツ活動の実践が権利であることを定めるとともに、第6条で、国民教育担当大臣が所管する施設および特殊施設において身体障害のある生徒および学生が体育を受けること、第24条で、身体障害者を受け入れる労働特別施設におけるスポーツ活動を組織すること、ならびに、第44条で、スポーツ活動に関する職業教育の教育課程において身体障害者のためのスポーツに関する教科を導入することが定められた。

2) 障害者の権利及び機会の平等、参加ならびに市民権に関する2005年2月11日の法律 第2005-102号

1990年に障害及び健康状態を理由とする差別を禁止する法律が制定され、フランス国内での障害を理由とする差別の禁止措置が薦められると、刑法典、労働法典、教育法典、建築・住居法典等で障害者に関する差別禁止等に関する諸規定が定められた。さらに、2000年の欧州連合 (EU) 指令の署名および2005年からの発効を受けて、フランスでも障害者の権利及び機会の平等、参加ならびに市民権に関

する法律(2005年2月第2005-102号)(Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées)が制定された。特に同法第41条は、公衆を受け入れる施設(établissements recevant du public:ERP)について、あらゆるタイプの障害者がアクセスできるように建築上の諸措置を取らなければならないことを定めた。そして、この大衆を受け入れる施設であるスポーツ施設も、この規定を適用して設置されなければならないようになった。また、このため、2010年に既存施設が施設検査を受け、2015年には必ず必要な工事を実施しなければならないことが定められた。そして、スポーツ担当省は、障害者のスポーツ施設へのアクセシビリティ(accessibilité)のために工事費について財政支援を行うことになった。

3) スポーツ法典

さらに、現行のフランスのスポーツ法典は、障害者スポーツについて次の規定を定めている。

第L.100-1条第3項：

「すべての人のための(pour tous)、特に障害者のための(pour les personnes handicapées)身体的およびスポーツ的活動の促進および発展は、一般の利益にあたる」

※すべての人のためのスポーツの発展の中で特に障害者スポーツを重要な政策として掲げている。

第L.100-3条：

「障害者を受け入れる特別施設および企業においては、身体的およびスポーツ的活動の組織および発展は、これらの障害者の状況に適応させる」

第L.111-1条第2項：

「国は、障害者の身体的およびスポーツ的活動の指導(encadrement)を専門とするスポーツ指導管理者(cadres sportifs)の研修教育に協力する(concourt)」

第L.121-3条：

「障害者のために身体的およびスポーツ的活動を促進し組織するスポーツ非営利団体は、特にスポーツ実践、スポーツ施設へのアクセス、競技会の組織、スポーツ教育者の研修教育および交通手段の適応に関して、公権力(pouvoirs publics)の援助(aides)を受けることができる」

「スポーツ非営利団体、特に学校、大学および企業のスポーツ非営利団体は、障害者に公開(ouvertes)される」

※フランスでは、障害者スポーツ団体は、公役務の任務に参加するとみなされている。

第L.211-7条：

「身体的およびスポーツ的活動の職業教育の教育課程は、障害者のためのスポーツに関する教育を含む」

（５）障害者スポーツ施策・事業

1) 「スポーツと障害者」拠点 (Pôle Ressources National Sport et Handicaps : PRNSH)

ブルージュにあるサントル州の民衆教育・スポーツセンター (CREPS) に「スポーツと障害者」拠点 (PRNSH) が設置されている。この障害者のための国内リソース拠点は、スポーツ担当省とサントル州の民衆教育・スポーツセンターとの間で3年間の目的協定 (convention pluriannuelle d'objectifs) を定め、障害者のスポーツ活動へのアクセスを改善するための指針と行動を取り決めている。また、毎年、この協定を具体的に実施するために行動計画が策定されている。同拠点は、次のことを行っている。

- ①統合の問題など、障害のすべてのタイプに適用されるさまざまなスポーツ実践に関して必要な情報を収集した特別な文書書類のセンターを敷設すること
- ②革新的な経験や行動を共有し蓄積すること
- ③管轄の異なるネットワーク (医師、スポーツ運動組織、機関など) 間の交流の場を構築すること
- ④行政およびスポーツ運動組織の指導者の再編成と研修教育を組織すること

「スポーツと障害者」拠点の主な活動としては、関連する研修教育の実施、人的組織網の整備、情報データベースの構築、指導者情報の提供、関係団体との連携、情報出版物の発行、障害スポーツの政策評価および分析、国際比較調査分析などがある。同拠点は、障害のための身体的およびスポーツ的实践を発達させ、認識させ、価値をもたせるとともに、フランスにおけるスポーツ運動組織およびこの分野において情報や評議を求めるすべての組織の関係者が使用できる研究、助言および専門家の拠点であることを目指している。特にスポーツ連盟と障害者スポーツに関する活動で連携している。

また、2005年法に対応して、フランス障害者スポーツ連盟 (FFH) は、2007年に全国障害者スポーツ研修教育センターを設置し、障害者スポーツの教育者、ボランティア、コーチの研修教育を行っている。

さらに、障害者スポーツ関連の連盟には、スポーツ専門技術顧問指導員 (CTS) が配置されるようになった。ナショナルトレーニングセンターにあたる国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) の中には、オリンピックおよびパラリンピック準備部門があり、施設の利用が可能となっている。

2) 障害者スポーツの指導者制度

フランスでは、スポーツ担当省が障害者スポーツ活動の指導管理者の研修教育を支援している。スポーツ教育国家免許 (BEES) にはオプションがあり、その1つが「アダプテッド身体的およびスポーツ的活動」である。この資格は、知的障害者に対して適用可能な身体活動またはスポーツ活動を教える資格である。もう1つが、「身体障害者および感覚障害者のためのスポーツ」である。こちらは、原則とし、陸上競技、車いすバスケットボール、寝たままのウェイトリフティング・筋力トレーニング (developpe couche et musculation)、卓球、アーチェリー、バレーボール、水泳、アルペンスキー、距離ノルディックスキーを教えることができる。さらに、その他の一般のスポーツ教育者資格の研修教育プログラムにおいても、障害者のためのスポーツに関する教育を含めることになっている。

また、障害者スポーツ専門の公務員として、スポーツ専門技術顧問指導員 (CTS) が特定連盟 (fédérations spécifiques) であるフランス障害者スポーツ連盟 (FFH) に18人、フランスアダプテッドスポーツ連盟 (FFSA) に12人割り当てられている。さらに、スポーツと障害全国コーディネーターのポストが新設されている。

3) 財政措置

スポーツと障害を政策課題としてスポーツ団体や組織に割り当てられる財政措置は、継続的に増加している。特にスポーツ担当省は、国立スポーツ振興センター（CNDS）をとおして、施設の補助金の基準の1つとしてアクセシビリティの確保を求めている。

2005年4月8日の指示第05-087号は、国立スポーツ振興センターによって割り当てられる「アクセシビリティ」のための予算枠を管理運用するための手続方法について定めており、障害者のためにスポーツ施設を建設・改築する場合の要件や関連する法令を示している。

近年、障害者スポーツに関する予算は大幅に増加しており、2002年から2005年の間に7万6,000ユーロ（約874万円）から100万ユーロ（約1億1,500万円）になった。さらに、国立スポーツ振興センターが設置されてからは、CNDSの財政支出の中で障害者に対する活動に割り当てられる総額は、2007年が420万ユーロ（約4億8,300万円）で全体の3.4%、2008年が492万5,000ユーロ（約5億6,600万円）で全体の3.8%であった。

2. ナショナルスタジアム

フランスにおけるナショナルスタジアムは、1997年に建設された「サン・ドゥニ（Saint-Denis）のフランス・スタジアム（Stade de France）」である。このフランス・スタジアムは、1998年のサッカーワールドカップフランス大会を開催するために1995年から建設が始められた。収容人員は最大で8万1,338人であり、サッカーワールドカップのほか、2003年の世界陸上、2007年のラグビーワールドカップのメイン会場となった。フランス・スタジアムは、1998年のサッカーワールドカップのためにサン・ドゥニに大規模スタジアムを建設することに関する法律（1993年12月第93-1435号）（Loi n° 93-1435 du 31 décembre 1993 relative à la réalisation d'un grand stade à Saint-Denis (Seine-Saint-Denis) en vue de la coupe du monde de football de 1998）によって、国益となるスポーツ施設（équipement sportif d'intérêt national）として認められ建設されたものである。また、サン・ドゥニのフランス・スタジアムの委託契約に関する法律（1996年12月第96-1077号）（LOI no 96-1077 du 11 décembre 1996 relative au contrat de concession du Stade de France à Saint-Denis (Seine-Saint-Denis)）に基づいて、国からグランド・スタッド SA・コンソーシアム会社（société Consortium Grand Stade S.A）に委託されている。

フランスには観客収容規模が2万人以上のスタジアムが21施設、2万人から1万5,000人規模が13施設、1万5,000人から1万人規模が25施設ある。また、観客収容規模が8,000人以上の屋内スポーツ施設および3万人以上の屋外スポーツ施設としては、添付資料の図表F-24-1の施設などがある。2016年にUEFA欧州選手権をフランスで開催することが決定していることから、4つのスタジアムを新設し、7つのスタジアムを改修する計画がある。大規模スタジアムも含めて多くのスタジアムがサッカーやラグビーのホームスタジアムとして活用されている。

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

フランスではスポーツ施設の現代化が課題となっており、ナショナルトレーニングセンターや各種拠点施設の改修工事が政策として進められている。

（1）国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院

（Institut national du sport, de l'expertise et de la performance: INSEP）

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）は、1975年に国立スポーツ研究所と体育・スポーツ教育師範学校が統合されて、国立スポーツ・体育研究所（Institut national du sport et de l'éducation physique: INSEP）として設置されていた機関が、デクレ（政令）（2009年11月第2009-1454号）によって改組された国の機関である。同学院は、法律上、教育法典第L. 717-1条に定める特別高等教育機関（grand établissement）であり、大学とは異なり特別な教育機関としての地位が認められた公施設法人である。トップレベルのスポーツに関する指導者養成、研修教育、競技力向上を行うとともに、フランスのスポーツの強化拠点（pole France）が付設されており、高水準のスポーツマンを集め、フランスを代表する選手を養成するナショナルトレーニングセンターとしての機能をもっている。さらに、同学院の中には、スポーツ生物医学・疫学研究所（Institut de recherche biomédical et d'épidémiologie du sport: IRMES）とオリンピックおよびパラリンピック準備部門が併設されている。また、27の強化拠点があり、630人の高水準スポーツマンと140のナショナル・コーチが所属している。また、31の研修教育を行っており、52名の教員が所属している。

（2）国立馬術学校（École nationale d'équitation: ENE）

国立馬術学校（ENE）は、1972年にソミュール（Saumur）に設置された。同学校は、全国レベルの馬術専門家の教育研修、全国のおよび国際的な大会の実施、情報の調査・普及などを行っている。敷地面積は300ヘクタールある。2000年からは、障害飛越、馬場馬術、総合馬術の3つのオリンピック種目のフランス代表チームの強化拠点などがある。フランスは馬術の分野では過去に多くのメダルを獲得している。約40人の教員が所属している。

（3）国立ヨット・水上スポーツ学校（École nationale de voile et des sports nautiques: ENVSN）

国立ヨット・水上スポーツ学校（ENVSN）は、1965年に設置された国立ヨット学校（ENV）が2009年に改組され、水上スポーツ種目を含む施設に拡大されたものであり、サンピエール・キブロン（Saint-Pierre Quiberon）の湾岸にある。同学校では、ヨットのナショナルチームのトレーニング、水上スポーツの研修教育、情報の調査、研究開発などを行っており、フランスヨット連盟やフランス水上スポーツ連盟と連携している。教授25名を含む約70名の職員がいる。また、同学校にはフランスヨット連盟の全国マルチ・リソース優等センターと、全国障害者ヨット優等センターがある。

（4）国立スキー・登山学校（École nationale de ski et d'alpinisme: ENSA）

国立スキー・登山学校（ENSA）は、1946年にシャモニー（Chamonix）に設立された。スキーおよび登山の指導員やガイドの研修教育、フランス代表チームのトレーニング、情報の調査・普及、国際交流、持続可能な開発の促進などを行っている。なお、フランシュ・コンテ（Franche-Comté）にある民衆教育・スポーツセンター（CREPS）の廃止を受け、同施設に設置されていた国立ノルディックスキーセンターは同学校に統合された。職員が80人、教授45人がある。

(5) スポーツ強化拠点 (pôles : ポール)

各競技にはスポーツ強化拠点があり、医学的サポートや生活サポートがなされる宿泊施設、学校教育施設が敷設されている。このようなスポーツの強化拠点施設のことを、資源が集中している場所の意味から「Pôles : ポール」(強化拠点と訳す)と呼んでいる。このスポーツ強化拠点は、種目別にそれぞれの場所が定められており、設置の状況は、図表 F-24 のとおりである。スポーツ強化拠点には、フランス強化拠点 (Pôles France) とエスポワール強化拠点 (Pôles Espoirs) *1 がある。さらに、フランス強化拠点は、一般的に成人のフランス代表選手のための強化拠点をいうが、その他に、一般成人以下の若年層の年齢カテゴリーに位置づけられるフランス代表選手等が集められるフランス・ジュンヌ強化拠点 (Pôles France Jeunes) がある。フランス・ジュンヌ強化拠点には、高水準スポーツマンの「ジュンヌ」のカテゴリーに登録されている選手のほか、エスポワールのカテゴリーに登録されている若年層の選手も加入することができる。また、フランス・ジュンヌ強化拠点に加入しているこれら若年層の選手は、就学環境が整えられ、指導教育上の特別な配慮が行われている。さらに、スポーツ強化拠点には、特定の拠点施設として設置されている場合と省の施設として設置されている場合がある。また、INSEP に 27 の強化拠点があるように、同じ施設内に設置されている場合もあり、2010 年時点で 680 の強化拠点がある。

*1 : エスポワール(espoir)とは、高水準スポーツマンの登録要件を満たしていないが、ナショナルテクニカルディレクターが有望選手としてその能力を認めた選手のことである。

図表 F-24 スポーツ強化拠点の数の推移

	2008		2009	
	特定拠点	省の施設	特定拠点	省の施設
フランス強化拠点	136	94	122	84
フランス・ジュンヌ強化拠点	-	-	26	20
エスポワール強化拠点	356	138	317	111
合計	492	232	465	215
関係するスポーツマン	7,266	3,369	7,084	3,060

出典 : Ministère des Sports-Direction des Sports, Les chiffres-clés du sport, Décembre 2010

(6) 民衆教育・スポーツセンター (Centres d'éducation populaire et de sport: CREPS)

民衆教育・スポーツセンター (CREPS) は、各州に設置された公施設法人である。任務は、州レベルでのスポーツの振興、高水準スポーツマンのトレーニング、地方公共団体の関係官吏の研修、調査研究、社会統合などがある。2004 年時点では 24 施設が設置されていたが、2010 年 1 月時点では 18 施設となっている。これは幾つかの民衆教育・スポーツセンターを廃止する政策が取られているためであり、たとえば、Franche-Comté の同センターの廃止を受けて、同センターに付置されていた国立ノルディックスキーセンターが国立スキー・登山学校に統合された。

V まとめ

フランスのスポーツ政策の特色としては、次のことがあげられる。

第1に、フランスのスポーツ政策は、法令、計画に基づいて施策が計画的体系的に実施されていることである。スポーツ法典、スポーツ総合サービス計画は、世界的にみても特筆すべきものである。

第2に、フランスのスポーツ政策は、中央集権的なスポーツ行政組織を中心に施策が展開されていることである。特にスポーツ担当省の設置は、継続的なスポーツ政策の実施を可能にしているといえる。また、スポーツ行政を専門とする公務員、専門の指導管理職、指導者資格が形成されている。

第3に、国全体の地方分権改革、地方組織改革に対応してフランスのスポーツ行政組織も改革されてきていることである。今後さらに地方自治体によるスポーツ政策の実施をどのように進めるかが政策課題となることが予測される。

第4に、政策課題または政策目標としては、これまで掲げられてきた生涯スポーツおよび競技スポーツに関する課題に加えて、さらに自然スポーツ、持続可能な発達、社会的な不平等の縮小、社会的統合、スポーツにおける不正や暴力の防止、スポーツにおける雇用、スポーツの経済・産業の促進と規制など、新しい政策課題が掲げられていることである。また、それぞれの新しいスポーツ政策の課題について国内リソース拠点が設置されていることである。

第5に、財政法に基づくスポーツ財政の統制と予算に関する議会による評価制度が実施されていることである。特にニュー・パブリック・マネジメントの手法が導入されて業績評価が行われている。また、スポーツに関する政策指標が開発され、統計データ等に基づいて政策評価が行われている。

第6に、スポーツ施設や国内の競技拠点施設が再編され、現代化されてきていることである。特に地域開発整備計画と連動してスポーツ施設の改修が実施され、老朽化した競技拠点施設を現代化して競技力向上のための新たな基盤整備がはかられている。また、民間資本を導入することによって、施設経営の効率化や合理化もはかられている。

第7に、国際的なスポーツイベントを招致し、フランスの国際的なプレゼンスを高めるための措置を積極的に講じていることである。

第8に、スポーツの経済的活動、市場の拡大を認識し、特にスポーツにおける雇用対策、労働対策、プロスポーツに関する施策を講じていることである。

第9に、行政とスポーツ運動組織とのパートナーシップが認識され、政策決定の協議の場が確保されていることである。ただし、財政面ではスポーツ基金の管理がスポーツ運動組織から国立スポーツ振興センター(CNDS)に移行するなど、スポーツ運動組織側の財政的自律は弱まっていると考えられる。国内スポーツ連盟に対しては、補助金を取得するために必要となる目的協定に対して業績評価が行われており、行政のスポーツ団体に対する統制が強まっているといえる。

第10に、スポーツ団体に関する特殊な法制度が歴史的に整備され、政策のアクターを法令上規律していることである。これは、スポーツ団体組織の法的基盤を整備するとともに、スポーツ政策の対象となる団体組織を特定しているともいえる。たとえば、スポーツ連盟、スポーツ会社、スポーツ非営利社団、プロスポーツリーグなどが規定されている。

第11に、ドーピング制度が古くから整備されてきていることである。ただし、近年、ユネスコのドーピング防止規約や世界ドーピング防止機構(WADA)規程に対応して国内制度を変更することが必要となっている。ヨーロッパや国際的なスポーツ政策の影響を受けて国内政策をどのように調和させるかが課題となっている。

第12に、スポーツ専門の裁判外紛争処理制度としてフランスオリンピック・スポーツ委員会(CNOSF)による調停制度が整備されていることである。スポーツ連盟と会員との間の紛争については行政裁判が認められており、スポーツに関する判例等の蓄積が進み、スポーツ政策にも影響を与えている。

【 参考文献・資料 】

- Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative. CNDS/Direction des Sports, INSEP, MEOS, enquête «Pratique physique et sportive 2010». http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles_du_sport_2010.pdf
- CNOSF. <http://www.franceolympique.com/>
- CNOSF「Rapport d'activités 2009」 http://franceolympique.com/files/File/publications/Rapport_annuel/RapportAnnuelCNOSF2009.pdf
- Code du sport「Version consolidée au 16 janvier 2011」 <http://www.legifrance.gouv.fr/>
- Code général des impôt
- CREPS Vichy Auvergne. <http://www.creps-auvergne.jeunesse-sports.gouv.fr/>
- Décret n° 2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative.
- Ecole Nationale de Ski et d'Alpinisme. <http://www.ensa.jeunesse-sports.fr/>
- Ecole Nationale de Voile et des Sports Nautiques. <http://www.envsn.fr/>
- Fédération française handisport. <http://handisport.org/index.php>
- Fédération française du sport adapté. <http://www.ffa.asso.fr>
- formation BPJEPS. <http://www.formation-bpjeeps.com/>
- INSEE「Les agents de l'État au 31 décembre 2008」 http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?reg_id=0&id=3087
- INSEP. <http://www.insep.fr/>
- 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(2011)「ドーピングに対する法的制裁制度の比較研究」『平成 22 年度 文部科学省委託事業報告書』。
- Ministère de la jeunesse et des sports(2002)「Schéma de services collectifs du sport」
- Ministère de la Santé, de la Jeunesse et des Sports(2007)「Les métiers & diplômes professionnels relevant du sport et de l'animation」
- Ministère de la Santé et des Sports(2009)「Les licences et les clubs des fédérations sportives agréées en 2007」『STAT-INFO』, N.09-01 http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/Stat-Info_09-01_juin2009_internet.pdf
- Ministère des sports(2010)「Les chiffres-clés du sport」
- Ministère des sports.「Les grandes lignes du Budget sports 2011」 http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/budget_SPORT_2011.pdf
- Ministère des sports. 「Les moyens consacrés à la politique du sport en 2011」 http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/presentation_programme_219_PLF_2011.pdf
- Ministère des Sports. <http://www.sports.gouv.fr/>
- Ministère des Sports「Organigramme」 <http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/Organigramme.pdf>
- Ministère des Sports「Licences ATP 2008」 <http://www.sports.gouv.fr/IMG/xls/LicencesATP2008-3.xls>
- Ministère de la Santé de la Jeunesse et des Sports (11 avril 2007) 「Femmes et sport」 http://www.jeunesse-sports.gouv.fr/sports_1/acces-au-sport-plus-grand-nombre_32/femmes-sport_25/femmes-sport_853.html
- Nationale d'Équitation et du Cadre Noir de Saumur. <http://www.cadrenoir.fr/>
- Pôle Ressources National Sport et Handicaps. http://www.prn-sporhandicaps.fr/index.php?option=com_content&view=frontpage&Itemid=65
- Pôle ressources national, Sport, éducation, mixités, citoyenneté. <http://www.semcf.fr/>
- Pôle ressources national, Sport de Nature. <http://www.sportsdenature.gouv.fr/>

齋藤健司(2008)「フランスのスポーツ政策」『スポーツ政策の現代的課題』日本評論社、213-226頁。

齋藤健司(2007)『フランススポーツ基本法の形成』成文堂。

新日本監査法人(2008)「フランスの行財政改革と業績予算の実態に関する調査」経済産業省平成19年度政策評価調査事業。

WIP ジャパン株式会社(2009)「平成20年度内閣府「障害者の社会参加促進に関する国際比較調査研究」委託報告書」、内閣府。

山下茂(2009)「フランスにおける州域での中央政府行政と地方自治行政」平成20年度比較地方自治研究会調査研究報告書。

【 添付資料 】

図表 F-15-1

図表 F-4-1

図表 F-24-1

図表 F-15-1 スポーツ担当省によって交付された職業免状及び非職業免状の数 (詳細)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
職業免状																		(2)	(2)
スポーツの免状⁽¹⁾	7,102	nd	nd	nd	nd	8,388	7,826	9,382	8,397	8,689	8,833	9,463	9,724	9,775	10,040	10,069	10,072	9,321	10,268
≧ BEES 1 ^{er} degré (niveau IV)	6,520	nd	nd	nd	nd	7,844	7,268	8,783	7,759	8,106	8,200	8,935	9,097	9,027	8,843	7,814	6,624	5,987	5,384
BP JEPS ⁽²⁾ sport (niveau IV)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	105	626	1,643	2,798	2,907	4,317
BEES 2 ^{ème} degré (niveau II)	582	nd	nd	nd	nd	544	558	599	638	583	633	528	627	643	571	612	650	427	557
社会スポーツの免状	nd	nd	nd	nd	nd	1,250	1,179	1,399	1,466	1,538	1,512	1,416	1,395	1,453	1,517	1,144	1,245	907	900
≧ BAPAAT	nd	nd	nd	298	638	1,250	1,179	1,365	1,444	1,499	1,476	1,380	1,371	1,413	1,491	1,138	1,241	882	877
DEPAD	///	///	///	///	///	///	///	34	22	39	36	36	24	40	26	6	4	25	23
推進の免状	241	nd	nd	nd	nd	1,289	1,434	1,737	1,985	1,853	2,374	2,934	3,334	3,102	3,225	3,275	3,501	3,783	5,480
≧ BEATEP (niveau IV)	44	196	522	672	813	890	1,032	1,349	1,606	1,485	1,968	2,615	2,951	2,813	2,841	2,397	2,005	1,192	675
BP JEPS(3) 社会文化推進(niveau IV)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	42	537	1,178	2,263	2,626
DE JEPS 社会文化推進(niveau III)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	44	1,374
DES JEPS 社会文化推進(niveau II)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	12	559
DEFA	197	222	228	241	365	399	402	388	379	368	406	319	383	289	342	341	318	272	246
職業免状合計	7,343	nd	nd	nd	nd	10,927	10,439	12,518	11,848	12,080	12,719	13,813	14,453	14,330	14,782	14,488	14,818	14,011	16,648
非職業免状																			
BAFA	38,567	nd	nd	44,483	47,982	48,512	49,706	nd	nd	54,830	56,651	54,132	51,446	52,797	54,205	55,866	55,151	54,191	51,362
BAFD	2,117	nd	nd	4,636	5,607	6,602	6,752	nd	nd	2,527	2,346	2,173	2,113	1,958	2,303	2,263	2,287	2,340	2,440
BASE	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	193	122	166	86	107	64	51	20	139	2
非職業免状合計	40,684	nd	nd	49,119	53,589	55,114	56,458	nd	nd	57,550	59,119	56,471	53,645	54,862	56,572	58,180	57,458	56,670	53,804

出典：Ministère de la Santé et des Sports, recensement annuel effectué par le ministère de la Santé et des Sports à partir de données administratives collectées par les services déconcentrés

nd : 利用できる結果がない。

/// : 対象外

(1) : non compris les 4 à 5 diplômes du Brevet d'État d'Edicateur Sportif du 3ème degré délivrés chaque année

(2) : 2009年10月12日に収集した状況

(3) : le BP JEPS est destiné à remplacer à terme l'ensemble des diplômes de niveau IV, à savoir le BEES du 1er degré et le BEATEP.

図表 F-4-1 フランスにおけるスポーツ連盟別の会員数(2008) <http://www.sports.gouv.fr/IMG/xls/LicencesATP2008-3.xls>

No	2008年に認可されたフランス連盟	登録証所持者 (licences)数	その他の参加資格者 (ATP)	2008合計 (licences+ATP)	クラブ	No	2008年に認可されたフランス連盟	登録証所持者 (licences)数	その他の参加資格者 (ATP)	2008合計 (licences+ATP)	クラブ
オリンピック単一種目連盟											
1	フランス陸上競技連盟	181,116	5,476	186,592	2,047	16	フランスホッケー連盟	17,863	0	17,863	136
2	フランス清艇会連盟	35,494	55,137	90,631	385	17	フランス柔道・柔術関係種目連盟	553,391	0	553,391	5,549
3	フランスバドミントン連盟	122,741	0	122,741	1,536	18	フランスレスリング連盟	16,092	11,224	27,316	406
4	フランス野球・ソフトボール連盟	7,851	0	7,851	188	19	フランス水泳連盟	273,554	0	273,554	1,274
5	フランスバスケットボール連盟	455,116	0	455,116	4,412	20	フランス近代五種競技連盟	829	0	829	27
6	フランスボクシング連盟	33,648	0	33,648	698	21	フランススキー連盟	139,266	0	139,266	1,234
7	フランスカヌー・カヤック連盟	32,606	172,860	205,466	708	22	フランステコンドー・関係種目連盟	45,883	0	45,883	880
8	フランスサイクリング連盟	103,070	1,108	104,178	2,472	23	フランステニス連盟	1,105,445	0	1,105,445	8,404
9	フランス馬術連盟	600,805	0	600,805	2,709	24	フランス卓球連盟	180,195	0	180,195	3,851
10	フランスフェンシング連盟	58,951	0	58,951	768	25	フランス射撃連盟	133,365	0	133,365	1,709
11	フランスサッカー連盟	2,278,691	0	2,278,691	18,165	26	フランスアーチェリー連盟	60,091	0	60,091	1,642
12	フランスアイススポーツ連盟	20,009	0	20,009	167	27	フランストライアスロン連盟	26,773	26,842	53,615	602
13	フランス体操連盟	250,784	0	250,784	1,562	28	フランスヨット連盟	258,389	22,118	280,507	967
14	フランスアイスフィギュア・短カールディング・パワーステップ・アイスダンス連盟	45,106	0	45,106	545	29	フランスバレーボール連盟	98,347	0	98,347	1,478
15	フランスハンドボール連盟	365,131	0	365,131	2,387	30	フランスアイスホッケー連盟	16,965	0	16,965	120
		16				オリンピック単一種目連盟合計		7,517,567	294,765	7,812,332	67,028
非オリンピック単一種目連盟											
1	フランス模型飛行機連盟	25,435	265	25,700	725	31	フランスロングボーム連盟	1,198	2,485	3,683	32
2	フランス航空連盟	41,266	0	41,266	584	32	フランス登山・クライミング連盟	61,695	16,220	77,915	1,095
3	フランス軽航空機連盟	1,022	0	1,022	55	33	フランスオートバイ連盟	47,970	16,315	64,285	1,300
4	フランス合気道・合気武道具種目連盟	29,084	0	29,084	899	34	フランスモーターボート連盟	2,972	1,899	4,871	78
5	フランス合気道・武道連盟	27,559	0	27,559	836	35	フランスムエタイ・関係種目連盟	10,304	1,096	11,400	276
6	フランス自動車スポーツ連盟	46,954	10,615	57,569	411	36	フランスパデル(padel)連盟	2,700	0	2,700	35
7	フランススタンボールゲーム連盟	5,375	0	5,375	44	37	フランスパラシュート連盟	13,285	21,438	34,723	298
8	フランスバロン・オ・ポワン(ballon au poing)連盟	564	1,667	2,231	35	38	フランス手竿釣りスポーツ連盟	7,419	0	7,419	706
9	フランススクエー射撃連盟	20,455	0	20,455	567	39	フランス海釣り連盟	9,879	0	9,879	210
10	フランスビリヤードスポーツ連盟	15,667	0	15,667	621	40	フランスフライフィッシング・ルアー釣り連盟	2,050	0	2,050	102
11	フランススポーツベタンク連盟	74,815	0	74,815	2,273	41	フランスバスク・ピロト連盟	16,411	2,018	18,429	314
12	フランス式ボクシング・フランス式キックボクシング関係種目連盟	38,009	166	38,175	677	42	フランスベタンクプロバンスゲーム連盟	350,408	3,865	354,273	6,407
13	フランスボウリング・九柱戯スポーツ連盟	25,124	0	25,124	803	43	フランスエンジン付き超軽量グライダー連盟	13,101	0	13,101	722
14	フランスランドヨット連盟	2,031	69,576	71,607	86	44	フランスプルカ(pulka)・犬そり連盟	892	312	1,204	37
15	フランスカマルグレース(course camargaise)連盟	3,128	0	3,128	175	45	フランスハイキング連盟	196,383	6,599	202,982	3,134
16	フランスランドレース(course landaise)連盟	2,525	0	2,525	210	46	フランスローラースケート連盟	47,013	190	47,203	739
17	フランスオリエンテーション競走連盟	6,855	15,394	22,249	222	47	フランスラグビー連盟	327,555	32,136	359,691	1,723
18	フランス自転車ツーリズム連盟	121,986	0	121,986	3,128	48	フランス7人制ラグビー連盟	10,337	22,068	32,405	114
19	フランスダンス連盟	58,493	0	58,493	1,073	49	フランスライフセービング連盟	45,134	0	45,134	288
20	フランスチェス連盟	50,918	0	50,918	918	50	フランス水上スキー連盟	18,188	0	18,188	184
21	フランス海中スポーツ連盟	147,032	0	147,032	2,062	51	フランス洞窟探検連盟	7,455	9,118	16,573	505
22	フランスアメリカンフットボール連盟	14,856	0	14,856	207	52	フランススカッシュ連盟	28,635	0	28,635	362
23	フランスフルコンタクト・DA連盟	22,702	0	22,702	533	53	FF de surfフランス連盟	8,373	0	8,373	121
24	フランス回転翼航空機連盟	302	0	302	20	54	フランス中国武術格闘技連盟	38,697	0	38,697	1,130
25	フランスゴルフ連盟	396,990	0	396,990	1,582	55	フランスモリスキーブルカ・クロス・カニン(cross canins)連盟	645	29	674	109
26	フランスジャブ・ティール・シュール・シール連盟	1,406	0	1,406	79	56	フランスバントフリンギング連盟	9,900	0	9,900	304
27	フランスジュ・ド・ボーム連盟	2,809	0	2,809	32	57	フランスグライダー連盟	10,060	13,578	23,638	162
28	フランス水上競争・救助連盟	4,995	0	4,995	90	58	フランスハングライディング連盟	30,721	3,313	34,034	629
29	フランス空手・関係種目連盟	190,379	0	190,379	3,792	60	フランスボロ連盟	833	0	833	24
30	フランスキックボクシング連盟	11,257	0	11,257	276	非オリンピック単一種目連盟合計		2,710,205	250,362	2,960,568	44,154
複合スポーツ連盟											
1	フランスアルペンクラブ・登山連盟	80,560	3,525	84,085	270	14	フランス国民教育・青少年・スポーツ省職員総合スポーツ連盟	4,061	2,519	6,580	47
2	フランス体育自由体操(gymnastique volontaire)連盟	537,695	12,970	550,665	7,402	15	フランスレオ・ラグランジュスポーツ全国連合連盟	35,138	72,444	107,582	361
3	フランス現代社会身体トレーニング連盟(FPEPMM)	189,766	3,356	193,122	2,734	16	フランス企業スポーツ連盟	6,617	1,550	8,167	673
4	フランス養老スポーツ(retraite sportive)連盟	52,806	0	52,806	431	17	フランスASPTTスポーツ連盟	161,505	0	161,505	190
5	フランス労働者スポーツ連盟	8,797	0	8,797	305	18	フランス大衆スポーツ連盟	0	479,588	479,588	—
6	フランス軍隊スポーツ芸術クラブ連盟	187,703	13,573	201,276	474	19	フランス障害者スポーツ連盟	22,372	1,750	24,122	981
7	フランス地方スポーツ全国連盟	108,652	3,980	112,632	1,486	20	フランスアダプテッドスポーツ連盟	32,787	6,992	39,779	791
8	フランススポーツ・文化連盟	229,628	0	229,628	2,037	21	フランス大学スポーツ連盟	84,620	0	84,620	648
9	フランスマカビー連盟	—	—	—	—	22	フランス自由教育スポーツ総連合	760,188	0	760,188	3,380
10	フランス労働者スポーツ体操連盟(FSGT)	243,821	20,016	263,837	4,322	23	フランス大学クラブ全国連合	71,408	0	71,408	189
11	フランス警察スポーツ連盟	22,135	34	22,169	399	24	フランス学校スポーツ全国連合(UNSS)	1,002,889	0	1,002,889	9,594
12	フランス体育活動団体連合(UFOLEP)	381,555	0	381,555	9,576	25	フランス初等教育スポーツ連合	887,551	0	887,551	10,686
13	フランス野外スポーツセンター全国連合(UCPA)	0	273,166	273,166	—	複合スポーツ連盟合計		5,112,255	895,463	6,007,718	56,976
総計(全国的団体を除く)								15,340,027	1,440,590	16,780,618	168,158

全国的団体(2008年)	登録証所持者 (licences)数	その他の参加資格者 (ATP)	登録証所持者、 ATP又は分担金 支払者
703 フランス最大のスポーツとフェアプレーのための会	0	0	617
704 距離スキーセンター・学校・会館全国協会	12,973	882	13,855
707 野外スポーツ冒険連帯	160	0	160
711 フランス総合スポーツクラブ連盟	601,124	0	601,124
712 フランス青少年・スポーツ受動者連盟	18,672	0	18,672
717 複合スポーツ審判団フランス協会	195,249	0	195,249
722 グレナン(Glénans)水上センター	0	0	13,110
全国的団体合計	828,178	882	842,787

出典: Recensement réalisé par la Mission des Etudes, de l'Observation et des Statistiques, auprès des fédérations sportives agréées par le Ministère de la Santé et des Sports.

図表 F-24-1 フランスにおける大規模スポーツ施設

施設名	場所	収容人員	設立年（改修年）	常設クラブ
フランス・スタジアム (Stade de France)	Saint-Denis	81,338	1997	フランスサッカー代表チーム、フランスラグビー代表チーム、スタッド・フランセ・パリ・ラグビー (Stade français Paris Rugby)
ベロドローム・スタジアム (Stade Vélodrome)	Marseille	60,031 (67,548)	1937 (1998) (2014年改修予定)	Olympique de Marseille
パーク・デ・プランス (Parc des Princes)	Paris	44,283 (51,000)	1972 (2014年改修予定)	Paris-Saint-Germain
ジェルラン・スタジアム (Stade de Gerland)	Lyon	41,842	1920 (1998)	Olympique lyonnais
フェリックス・ボラル・スタジアム (Stade Félix-Bollaert)	Lens	41,229 (45,000)	1934 (2,014)	Racing Club de Lens
ラ・ボジョワール (La Beaujoire)	Nantes	37,463	1984 (1998)	Football Club de Nantes
ジュフロワ・ギシャール・スタジアム (Stade Geoffroy-Guichard)	Saint-Étienne	35,616 (41,000)	1930 (1998) (2014年改修予定)	AS Saint-Étienne
トゥールーズ市・スタジアム (Stadium Municipal)	Toulouse	35,575 (41,000)	1937 (1998) (2014年改修予定)	Toulouse FC et Stade toulousain (occasionnellement)
シャバン・デルマ・スタジアム (Stade Chaban-Delmas)	Bordeaux	34,694	1924	Girondins de Bordeaux
モソン・スタジアム (Stade de la Mosson)	Montpellier	32,939	1972 (1997)	Montpellier HSC
ルート・ドゥ・ロリアンスタジアム (Stade de la route de Lorient)	Rennes	31,127	1912 (2004)	Stade rennais FC
OLランド (OL Land)	Lyon	(61,556)	(2013年新設予定)	OL (Olympique Lyonnais)
リール・メトロポール・グランスタジアム (Grand Stade Lille Métropole)	Villeneuve d'Ascq	(50,186)	(2012年新築予定)	LOSC
ボルドー新スタジアム (Nouveau stade de Bordeaux)	Bordeaux	(42,000)	(2014年新築予定)	Girondins de Bordeaux
マルセル・ピコ・スタジアム (Stade Marcel-Picot)	Nancy	(35,000)	(2013年改修予定)	AS Nancy-Lorraine
ニース・グランスタジアム (Grand Stade de Nice)	Nice	(35,000)	(2013年改修予定)	OGC Nice
アリーナ92 (Arena 92)	Nanterre	(32,000)	(2013年改修予定)	Racing Métro 92
パリ・ベルシー総合スポーツ会館 (Palais omnisport de Paris-Bercy)	Paris	18,000	1984	世界室内陸上、柔道グランドスラム、体操世界選手権、テニス、ハンドボール、バスケットボール、ボクシング
クルノーブルスポーツ会館 (Palais des sports de Grenoble)	Grenoble	12,000	1967	1968年グルノーブルオリンピック、
エキシビジョン会館 (Palais des expositions)	Nice		1981-1984	フィギアスケート、デビスカップ
メカニック・スポーツ・サーキット (Circuit de sports mécaniques)	Magny-Cours		1959 (1988)	F1グランプリ

出典：各ウェブサイトの情報に基づき齋藤が作成